

第4編 資料

1 逗子市総合計画の策定経過

1 これまでの策定状況

1970年（昭和45年）6月 基本構想の議決（1970年（昭和45年）～1980年（昭和55年））
基本計画（1969年度（昭和44年度）～1975年度（昭和50年度））

1976年（昭和51年）2月 基本構想の議決（1976年（昭和51年）～1985年（昭和60年））
基本計画（1976年度（昭和51年度）～1980年度（昭和55年度））
基本計画（1981年度（昭和56年度）～1985年度（昭和60年度））

1990年（平成2年）1月 基本構想の議決（1990年（平成2年）～2001年（平成13年））
基本計画（1989年度（平成元年度）～1992年度（平成4年度））
基本計画（1993年度（平成5年度）～1997年度（平成9年度））

1997年（平成9年）2月 基本構想の議決（1997年（平成9年）～2015年（平成27年））
基本計画（1997年度（平成9年度）～2001年度（平成13年度））
基本計画（2002年度（平成14年度）～2006年度（平成18年度））
基本計画（2007年度（平成19年度）～2014年度（平成26年度））

2015年（平成27年）1月 基本構想の議決
（2015年度（平成27年度）～2038年度（令和20年度））
実施計画（2015年度（平成27年度）～2022年度（令和4年度））

2 今回の策定経過

2021 年度（令和3年度）

- 10月06日 「人口推計」及び「市民意識調査」実施（～02月28日）
- 11月08日 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について【諮問】
- 11月08日 令和3年度第2回総合計画審議会
- 12月22日 令和3年度第3回総合計画審議会
- 01月28日 令和3年度第4回総合計画審議会
- 02月15日 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について【答申】
- 02月21日 政策会議
- 02月26日・03月05日・03月12日 分野別意見交換会（全5回）

2022 年度（令和4年度）

- 07月21日 政策会議
- 07月26日 逗子市総合計画について【諮問】
- 07月26日 令和4年度第1回総合計画審議会
- 08月30日 令和4年度第2回総合計画審議会
- 10月06日 令和4年度第3回総合計画審議会
- 10月13日 令和4年度第4回総合計画審議会
- 10月27日 令和4年度第5回総合計画審議会
- 11月15日 逗子市総合計画策定条例及び逗子市まちづくり条例の一部改正の議決
- 11月28日 令和4年度第6回総合計画審議会
- 12月06日 まちづくり審議会
- 12月14日 都市計画審議会
- 12月22日 令和4年度第7回総合計画審議会
- 12月26日 逗子市総合計画についてのうち基本構想改定案について【答申】
- 12月27日 政策会議
- 01月06日 逗子市総合計画基本構想の一部改定に関するパブリックコメント（～02月06日）
- 02月01日 逗子市総合計画についてのうち中期実施計画案について【答申】
- 02月09日 政策会議
- 02月20日 全員協議会
- 02月24日 逗子市総合計画中期実施計画(案)に関するパブリックコメント(～03月27日)
- 03月16日 逗子市総合計画基本構想の一部改定の議決
- 03月31日 逗子市総合計画中期実施計画の決定

2 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針

1 本方針のねらい

総合計画は、長期的な展望に立って本市のめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。現在、本市では理想とする都市像である「青い海と みどり豊かな 平和都市」のもと、2038年度（令和20年度）を目標年次とする基本構想として、「将来像」である「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」を掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めています。

基本構想は、計画期間が24年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて8年ごとに見直すこととしていて、2022年度（令和4年度）が8年目に当たります。また、基本構想を具現化するための事業計画である前期実施計画が2022年度（令和4年度）で終了します。この機に基本構想の改定と2023年度（令和5年度）からの中期実施計画の策定を併せて行うこととし、そのための方針を示すものです。

2 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての背景認識

現総合計画の策定に当たっては、総合計画の二層化（基本構想と実施計画の二層構造）、都市計画マスタープランを包含するまちづくり基本計画との一体化、総合計画を最上位とした基幹計画、個別計画の三層の行政計画の体系化及び一体的な進行管理、市民との協働による計画の策定・進行管理など、挑戦的な内容を盛り込み、推進してきました。しかしながら、体系化による行政計画全体を連動させた統一的運用を図ったために、個々の計画の策定・改定、進行管理などの柔軟性の低下や、複雑さから市民から見て分かりにくいなど運用上の課題が生じています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大やデジタル化の進展など大きな社会経済的な変化の中にあって、理想とする都市像や将来像という大きな方向性に向かって行政運営を行う上では、柔軟な対応が求められる計画づくりが求められています。

そこで、基本構想の改定及び中期実施計画の策定に当たっては、現計画の課題の解決を図りながら、次のような背景認識のもと検討を進めていきます。

（1）少子高齢化・人口減少の進展

本市においては、2009年（平成21年）をピークに人口減少が進んでいます。高齢化率はこの数年増加傾向が鈍っているものの、依然として全国平均、県平均よりも高い状況となっています。前期実施計画においては、様々な分野においてこれまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り人口の維持に努めてきました。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などでテレワークが普及し、住む場所の

自由度が増したことなどにより市内への転入傾向が強まった結果、前期実施計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっています。しかしながら、日本全体で少子高齢化・人口減少が深刻さを増す中、今後、本市においてもその傾向は進むものとみられ、あらゆる分野に影響を及ぼすものと考えられます。

(2) 厳しさが続く財政状況

少子高齢化等の進行に伴う市の歳入の根幹である市税収入の減少、高齢化の進展や子育てや障がい者福祉などに係る社会保障費の増大、自然災害への対応の増加等により、市の財政は厳しい状況が続いています。今後も市税収入の減少や社会保障費の増大、公共施設の老朽化対策等により、極めて厳しい状況が続くことが想定されることから、新たな事業に取り組むことはもとより、現行のサービス水準を維持することも困難な状況になることが考えられます。「歳入に見合った歳出」という考え方のもと、歳出規模を縮小するなど健全な財政運営を継続していく必要があります。

(3) インフラ等の老朽化、更新時期の到来

1960年代から急速に進んだ市内の住宅開発に伴って整備されたインフラや建築物は、建設から50年以上経って公設、民設を問わず老朽化し、更新の時期を迎えています。特に、比較的下水道の普及が早かった本市においては、老朽管対策や処理場施設の更新等が大きな課題となっています。また、JR逗子駅前をはじめとした市街地中心部のビル等の建て替えは、逗子のまち全体のあり方にも大きな影響を与えます。

自然環境の豊かな住宅都市という本市の基本的な性格、枠組みは変わりようのないものですが、めざすべきまちづくりの実現に向けた方針を共有した上で、建築物の更新を機に交通環境の改善や諸課題の解決を図りながら、公民が連携して市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 環境問題や大規模災害リスクへの対策

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。制定された17のゴールの一つとして世界的な気候変動に対する対策が求められ、その原因として地球温暖化が挙げられており、国は地球温暖化防止に向けて2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しています。

本市においても国の取り組みと歩調を合わせ、温室効果ガスの削減を進めるとともに、豪雨等により激甚化する自然災害への対策が求められています。また、南海トラフ地震や首都圏直下地震等いわゆる巨大地震が今後30年間に高い確率で発生し甚大な被害が想定されている中、災害の事前の備えとして、被害を最小にして迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土強靱化への取り組みも求められています。

3 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての変更点と個別方針等

3-1 主な変更点

2で挙げた背景認識のもと、市民により分かりやすく、合理的、効果的な計画とするため、基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっては、次のような変更を行うこととします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、2014年（平成26年）に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県の総合戦略を勘案して、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画です。

一般的に総合計画は当該自治体の総合的な振興・発展等を目的としていること、総合戦略に求められている数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが義務付けられていないことなどから、総合戦略は総合計画とは別のものとして策定されます。ただし、人口減少克服と地方創生という目的をもち、総合戦略で求められる要件を備えている場合には、両者を一つのものとして策定することが可能とされています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから、これまでも総合計画をベースに総合戦略を策定してきました。こうした計画の二重性の解消や、市民の理解度の向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画の策定に当たっては総合戦略と一体化させることとします。

(2) 都市計画マスタープランの分離

現総合計画はまちづくり基本計画と一体化し、まちづくり基本計画は都市計画法18条の2に基づく都市計画マスタープランを包含するものと位置付けられています。総合計画の中では都市計画マスタープランの記載箇所を明示していないため、市がめざす都市計画の方向性等が分かりにくくなっています。この状態を解消するため、都市計画マスタープランについて整理し、改めて策定することにより、市のめざす方向性を別に明示することが必要です。それによって、市民に対する説明力を向上させ、市の都市計画への理解・協力を得られるよう進めることができます。

なお、都市計画マスタープランは、総合計画から分離をするものの、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、総合計画から削除等の変更は行いません。

(3) 基幹計画・個別計画との相互連携の見直し

現基本構想において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、市の行政計画は総合計画を最上位に、基幹計画、個別計画の三層に体系化しました。また、三層の計画に共通してリーディング事業を盛り込むことで、三層の計画を連動させ

て一体的に計画の推進を図ることとしました。この考え方に沿って既存の計画を計画体系に位置付けたり、新たな計画を策定したりすることで、位置付ける必要性の低い内容まで計画に位置付けなければならなくなったり、計画期間を総合計画に合わせたり、計画数が増えたりという状況になりました。また、進行管理を三層の計画で統一させることで、基幹計画・個別計画を推進する上での柔軟性の低下や事務作業の増加等の課題が生じました。

市の行政計画は基本構想に沿って策定されるべきですが、その考え方に合わせるためにひずみが生じることは、計画的に行政を進めていく上で合理的とはいえません。各計画の運用の柔軟性を上げる一方、合理化を図るため、市の基本構想の体系に対応させる形で原則計画を策定するという考え方を改め、各行政計画の必要性は、それぞれの分野ごとに個別に判断することとします。また、進行管理の方法についても各基幹計画・個別計画と連動させる形ではなく、それぞれの計画に合った適切な方法で行うものとします。

(4) 総合計画策定条例の見直し

2011年（平成23年）5月の地方自治法の改正により「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行う」という規定がなくなりました。このことを受け、2014年（平成26年）に市として総合計画の策定を行うこと、策定等を行うときは議会の議決を経ることを総合計画策定条例により規定しました。これにより、2015年（平成27年）1月の現総合計画（基本構想、前期実施計画）の策定、2019年6月と2020年3月の前期実施計画の改定においては、市議会に計画案を提案し、議決を経て決定してきました。

一方で、総合戦略については議会と両輪となって推進するため、策定段階や効果検証段階で十分な審議が行われることが求められています。本市においては市議会全員協議会において案の段階で意見交換を行い、柔軟に意見を反映させてきました。中期実施計画を策定する際に総合戦略を一体化するに当たり、こうした取り組みを行うとともに、国の制度改正や状況変化に伴う簡易な計画修正を適時行うことができるよう、総合計画策定条例を見直し、議決の対象から実施計画を外す手続きを行うこととします。

3-2 基礎条件及び個別方針

基本構想の改定及び中期実施計画策定に当たっての基礎条件と個別方針を次のとおりとします。

(1) 基礎条件

① 人口

現計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっておりますが、前期実施計画における目標人口（57,800人）からの乖離は広がってきています。国立社会保障・

人口問題研究所の推計では、2040年には約1万人の人口減少と高齢化率の大幅な増加が見込まれています。人口減少の克服には、人口の自然増を図る（出生数を死亡数よりも増加させる）方法と社会増を図る（転入者数を転出者数よりも増加させる）方法の両方が必要となりますが、自然増については、一自治体の施策で誘導できることは限定的であること、また高齢化が進んでいる本市の場合、死亡数が出生数の2倍程度となっていることから、その実現は容易ではありません。そこで、計画の前提となる人口としては令和2年国勢調査結果に基づいた市の推計人口を用いることとし、実施計画と総合戦略を一体として推進した結果として期待する人口を将来展望人口と位置付けます。

② 土地利用

現総合計画の基本構想及び前期実施計画の土地利用の方針のとおりとします。

(2) 基本構想の見直し

基本構想の「将来像」及び「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」の考え方については、基本的に継続させるものとし、必要に応じて文言の整理を行います。ただし、本市のまちづくりを推進するにあたり、継続させるよりも、新たに考え方を示す方が合理的な場合には、この限りとしません。

(3) 中期実施計画の策定

① 計画期間

実施計画は、基本構想で示した「将来像」や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものです。計画期間は、24年間の基本構想を8年ごとに3分割するものとしましたが、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）を計画期間とする総合戦略と一体化するに当たり、中期実施計画については7年間とし、2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とします。

前期実施計画同様、計画期間中は毎年度の見直し（ローリング）は行わないものとします。また、2024年度（令和6年度）には一体化した第2期総合戦略の計画期間が終了することから、第3期総合戦略の策定のために中期実施計画を見直すこととします。

< 中期実施計画の計画期間 >

計画等	年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
基本構想		基本構想 ~2038年(24年)									
【元】実施計画		前期実施計画		中期実施計画(8年)							
【元】総合戦略		第2期総合戦略				第3期総合戦略					
実施計画と総合戦略の一体化		前期実施計画		第2期総合戦略			中期実施計画(7年) 第3期総合戦略(5年)				

②構成等

前期実施計画は、「計画期間の目標」、「現況・課題、取り組み」、「リーディング事業」で構成されていましたが、総合戦略と一体化するに当たり、「数値目標」や「具体的施策と重要業績評価指標（KPI）」など総合戦略で求められる要件をもとに構成を整理することとします。

なお、リーディング事業は、総合戦略との一体化を行うため、設定しないこととします。

3-3 中期実施計画策定に当たって重視する視点

総合戦略と一体化させることから、中期実施計画の策定に当たり、以下の視点を重視します。

（1）目標が明確で、分かりやすい計画づくり

総合計画が何をめざし、何をどれだけ達成するかという目標を数値目標と KPI で設定することにより、成果が分かりやすく、評価が適切にできる計画づくりを行います。

（2）社会経済状況等の変化に対応できるシンプルで柔軟な計画

新たな社会経済状況等の変化に対しては適時、適切な見直しを図ることが大切です。見直しによる事務負担を軽減するためにも、シンプルで柔軟に運用できる計画をめざします。

（3）多様な主体との連携

これまで多くの市民の参加・参画により計画を推進してきましたが、地方創生を実現する上では市内に住んでいる住民だけではなく、地域で活動する団体、地域の事業者、また、繰り返し逗子を訪れ地域の課題解決に関わる「関係人口」、「関係法人」も、逗子のまちづくりの主体となり得ます。人口減少が進む中、これら地域社会を支える多様な主体との連携を念頭においた計画とします。

（4）国等の補助金等の活用

市の財政状況が厳しい中で、人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、地方創生推進交付金をはじめとした国等の補助金等を活用することが有効です。社会経済状況の変化に対応して、国等の補助金を柔軟に活用できるよう幅広く運用できるつくりとします。

4 基本構想改定及び中期実施計画策定の検討体制

基本構想の改定、中期実施計画の策定に当たっては、より多くの市民等の意見を生かすことができるよう、参加・参画できる機会を確保するものとします。

また、基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画に係る懇話会等を通じて、基本構想の見直しについて意見聴取を行うなど、全庁的な取り組みにより素案の調製等を行い、総合計画審議会への諮問・答申を経て、案の策定を行います。

基本構想の改定、中期実施計画策定の検討体制は次のとおりです。

（1）市民参加・参画の機会

市民参加条例に基づき、様々な方法を組み合わせて、多くの人の意見が聴取できるよう、参加の機会を設けます。

① 市民意識調査

無作為抽出した市民に対して、生活意識やまちづくりの進め方への考え等について意識調査を行います。

② 分野別意見交換会

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」ごとに、市民の意見交換会を開催します。

③ パブリックコメント

基本構想改定案・中期実施計画案を広く公表し、意見・提案を求めます。

（2）総合計画審議会

市長からの諮問を受けて、基本構想改定案・中期実施計画案について調査及び審議を行い、市長に答申します。委員は、公募市民や市の審議会、懇話会等の委員、参加者等や知識経験を有する者などから構成され、市民参加の機会の一つともなっています。

総合計画審議会条例第4条において委員の任期は2年間と規定され、現委員の任期が令和4年3月末までとなっていますが、計画策定に係る審議の継続性を図るため、同条例第4条第2項に基づいて現委員を再任することとします。

（3）市議会

基本構想の改定については、総合計画策定条例の規定により、議会に提案し、議決を経て変更するものとします。

中期実施計画の策定については、3-1-(4)のとおり総合計画策定条例の改正手続きを行いますが、実施計画と一体化する総合戦略が「議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要」とされていることを踏まえ、市議会全員協議会等の機会を通じて十分に意見交換を行い、連携を密にしながら策定することとします。

(4) 庁内検討体制

① 関係課

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画の所管課に対して、現総合計画を推進する上での課題や改善点等をヒアリングした結果を参考とします。基本構想の改定に当たっては、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成し、また、中期実施計画の素案調製に向けた企画・立案を行います。

② 職員提案等

庁内の意見募集等により、広く職員の提案や意見を募集します。

③ 政策会議

総合計画審議会の答申を受け市長、副市長をはじめ全ての部等の長を構成員とする政策会議をパブリックコメント実施前に開催し、案を決定します。市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、計画を決定する際にも政策会議を開催します。

5 スケジュール

現時点における、基本構想改定及び中期実施計画策定のスケジュールは、次のとおりです。

令和3年度は改定及び策定方針を策定した上で、関係課による計画の企画・立案を始めます。

令和4年度は、基本構想の改定に当たって、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成します。それらをもとに基本構想改定案・中期実施計画素案として取りまとめ、その案を総合計画審議会に諮問します。総合計画審議会の審議を経て答申を受けた後、中期実施計画案については市議会全員協議会において意見交換を行います。市議会の意見を踏まえて案の修正を行った後に、基本構想改定案・中期実施計画案のパブリックコメントを行い、広く市民から意見を求め、その結果を反映させた後、基本構想改定案については市議会に提案します。

こうした、基本構想改定及び中期実施計画策定の検討と並行して、総合計画策定条例の改正の手続きを令和4年度に行います。

概ね時期としては、次のとおりを想定していますが、今後の検討状況に応じて変更する可能性があります。

<令和3年度>

令和3年11月～令和4年2月	総合計画審議会による方針案の審議（諮問→答申）
令和4年3月～	関係課による企画・立案

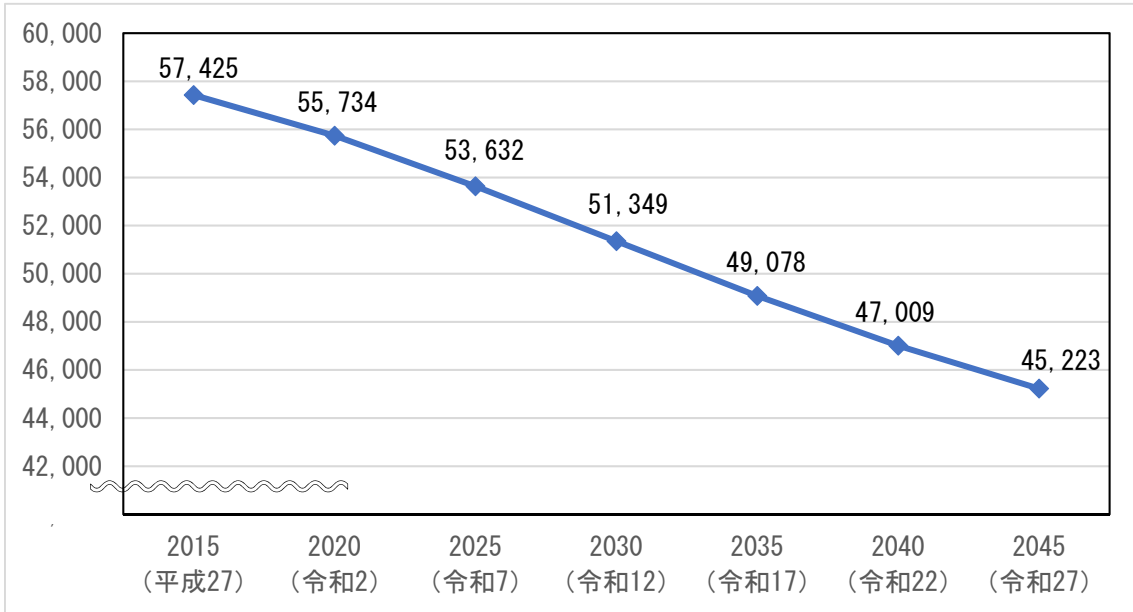
<令和4年度>

～令和4年4月	関係課による企画・立案
令和4年5月～7月	関係課による基本構想の見直し案に係る所管計画の懇話会等に対する意見聴取
令和4年5月～12月	総合計画審議会による基本構想改定案・中期実施計画素案の審議（諮問→答申）
令和5年1月	市議会全員協議会において中期実施計画案について報告、意見交換 パブリックコメント（基本構想改定案・中期実施計画案）
令和5年3月	市議会に基本構想案について提案（→議決） 基本構想の改定、中期実施計画の決定

年度	市	総合計画審議会	市民参加等
令和3 (2021)	<p>改定・策定方針案の諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基礎調査（人口推計・まちづくりに関する市民意識調査） <p>改定・策定方針案の決定</p>	<p>改定・策定方針案の検討・審議</p> <p>改定・策定方針案の答申</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくりに関する市民意識調査（18歳以上無作為抽出2,000人） ◆ 分野別意見交換会
令和4 (2022)	<p>基本構想改定案・中期実施計画素案の作成</p> <p>改定案・素案の諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中期実施計画案の市議会全員協議会報告 <p>基本構想改定案・中期実施計画案の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本構想改定案の市議会提案 <p>議決</p> <p>基本構想の改定・中期実施計画の決定</p>	<p>基本構想改定案・中期実施計画素案の検討・審議</p> <p>改定案・素案の答申</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パブリックコメント

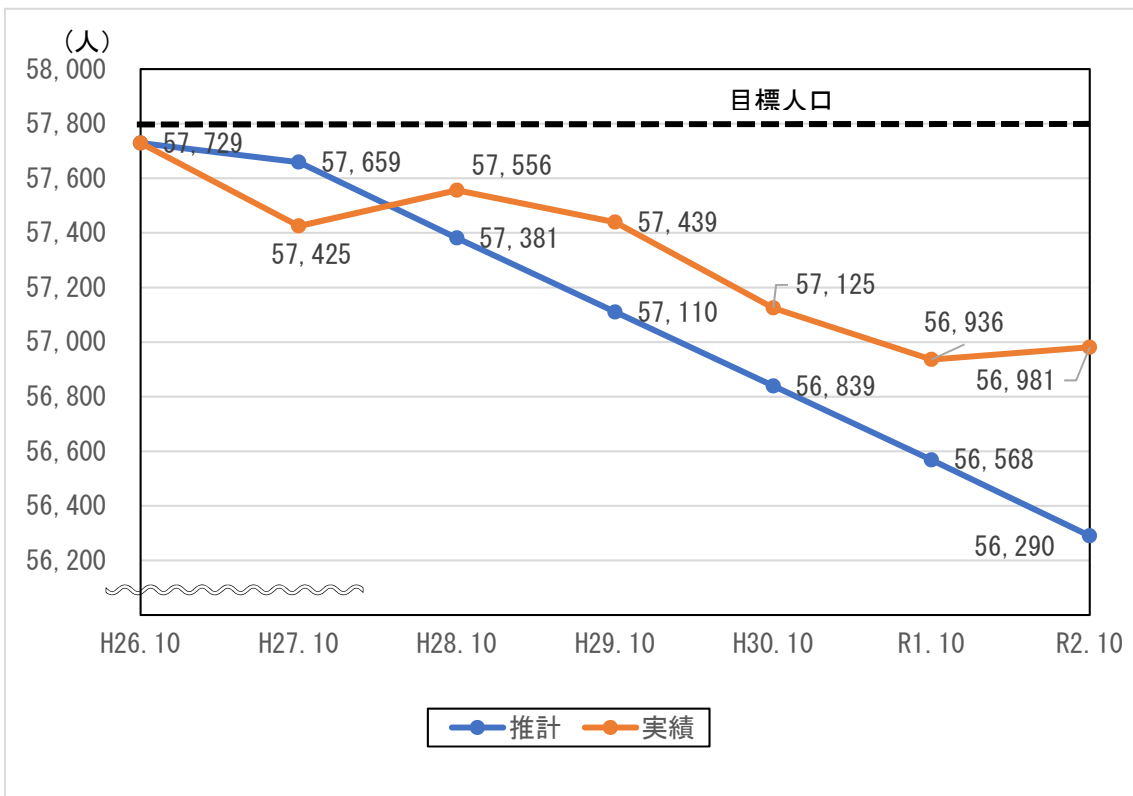
<参考>

■推計人口



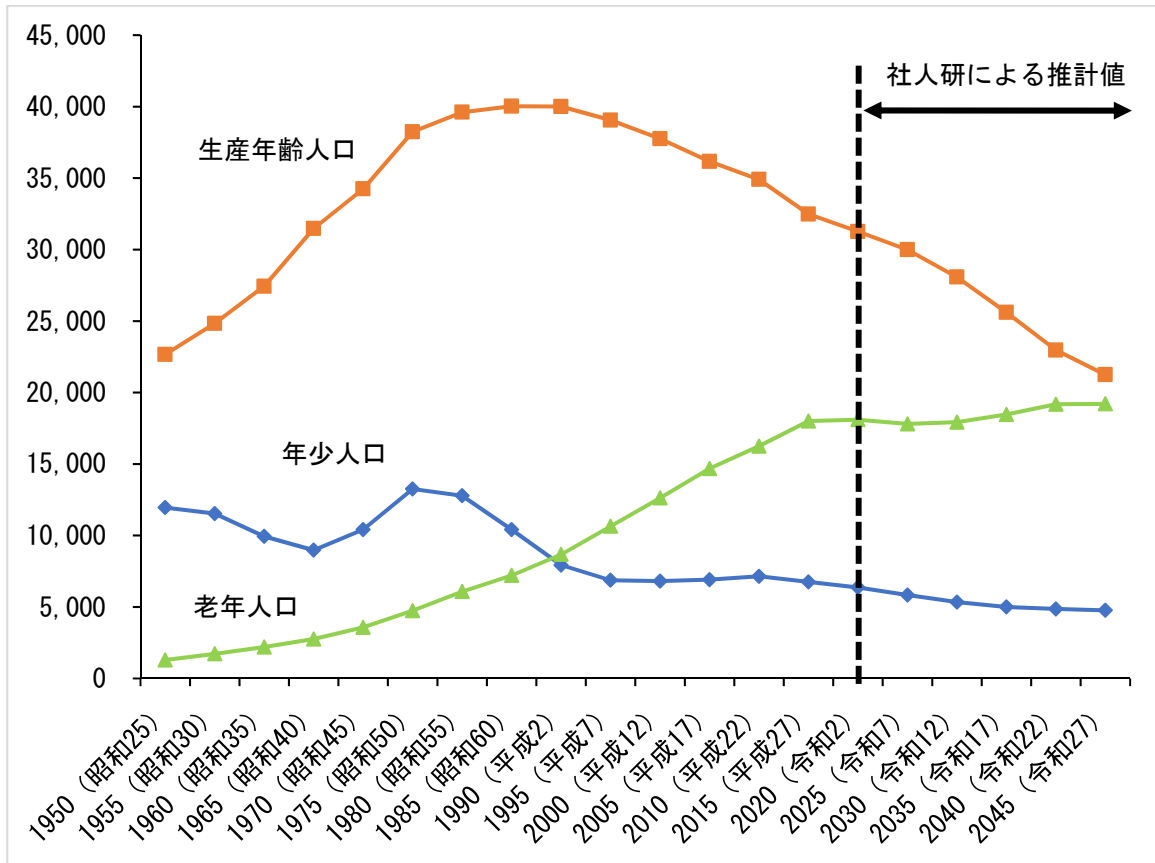
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■前期実施計画の目標人口（57,800人）からの乖離状況



(資料) 逗子市総務課「統計ずし」、逗子市企画課「人口推計結果報告書」（平成24年3月）

■ 年齢3区分別人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、2020年(令和2年)以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

3 逗子市総合計画審議会の審議経過

令和3年度	第2回	2021年（令和3年）年11月08日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について諮問 ・総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について審議①
	第3回	2021年（令和3年）年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について審議②
	第4回	2022年（令和4年）年01月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について審議③
令和4年度	第1回	2022年（令和4年）年07月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市総合計画について諮問 ・基本構想の一部改定について審議①
	第2回	2022年（令和4年）年08月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の一部改定について審議② ・中期実施計画（第1節）について審議 ・総合計画策定条例の一部改正について報告
	第3回	2022年（令和4年）年10月06日	<ul style="list-style-type: none"> ・中期実施計画（第3節、第4節）について審議
	第4回	2022年（令和4年）年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・中期実施計画（第2節、第5節、第4章）について審議
	第5回	2022年（令和4年）年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・中期実施計画（第5章）について審議
	第6回	2022年（令和4年）年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想改定案及び中期実施計画案の答申に向けての審議①
	第7回	2022年（令和4年）年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想改定案及び中期実施計画案の答申に向けての審議②
	答申	2022年（令和4年）年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市総合計画についてのうち基本構想改定案について答申
	答申	2023年（令和5年）年02月01日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市総合計画についてのうち中期実施計画案について答申

4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申

諮問第15号

2021年（令和3年）11月8日

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について（諮問）

逗子市総合計画審議会条例第2条及び逗子市総合計画策定条例第3条に基づき、本市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定の方針について、貴審議会に諮問いたします。

3 逗総審発第 6 号

2022 年(令和 4 年) 2 月 15 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市総合計画審議会

会長 出 石 稔

逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について (答申)

2021 年(令和 3 年) 11 月 8 日付け諮問第 15 号で諮問のあった逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

諮問第15号

2022年（令和4年）7月26日

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市総合計画について（諮問）

逗子市総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定にあたり、逗子市総合計画審議会条例第2条及び逗子市総合計画策定条例第3条に基づき、貴審議会に諮問いたします。

4 逗総審発第9号

2022年（令和4年）12月26日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「基本構想改定案」について（答申）

2022年（令和4年）7月26日付け、諮問第15号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「基本構想改定案」に関し、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

4 逗総審発第 10 号

2023 年（令和 5 年）2 月 1 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「中期実施計画案」について（答申）

2022 年（令和 4 年）7 月 26 日付け、諮問第 15 号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「中期実施計画案」に関し、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

なお、基本構想の 5 本の柱ごとに設定される数値目標に関し、「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等で達成状況を調査する際には、市民が適切に評価するために必要な情報を示すよう努められたい旨付言します。

5 逗子市総合計画審議会条例

○逗子市総合計画審議会条例

昭和 45 年 2 月 16 日

逗子市条例第 5 号

[注] 昭和 59 年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、逗子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。

(平 2 条例 8 ・ 平 23 条例 7 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 市の審議会、懇話会等の委員、参加者等
- (3) 市教育委員会委員
- (4) 知識経験を有する者

(平 8 条例 3 ・ 平 14 条例 18 ・ 平 17 条例 15 ・ 平 23 条例 7 ・ 一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平 8 条例 3 ・ 一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(平 23 条例 7 ・ 追加)

(協力の要請)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平 23 条例 7 ・ 追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(昭 59 条例 10 ・ 平 2 条例 8 ・ 平 8 条例 3 ・ 平 20 条例 20 ・ 平 23 条例 7 ・ 一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平 23 条例 7 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 12 月 21 日条例第 24 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 12 月 11 日条例第 26 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 30 日条例第 6 号抄)

- 1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 27 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 31 日条例第 10 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成2年12月21日条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月19日条例第18号）

この条例は、平成14年7月20日から施行する。

附 則（平成17年6月22日条例第15号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

6 逗子市総合計画審議会委員名簿

役職	所属委員会等	氏名	委員区分
会長	関東学院大学法学部	出石 稔	知識経験を有する者 (第3条2項4号)
副会長	沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)	磯部 保和	市民 (第3条2項1号)
委員	公募市民	佐藤 成人	
〃	公募市民	藤井 繁子	
〃	公募市民	佐藤 英夫	
〃	公募市民	小川 由紀	
〃	小坪小学校区住民自治協議会	三原 宏隆	
〃	池子小学校区住民自治協議会	田宮 知義	
〃	久木小学校区住民自治協議会	藤江 正克	
〃	逗子市福祉プラン懇話会	山口 稔	市の審議会、懇話会等の 委員、参加者等 (第3条2項2号)
〃	逗子市共育のまち推進懇話会	池谷 美衣子	
〃	逗子市環境審議会	佐野 慶一郎	
〃	逗子市教育委員会	星山 麻木	市教育委員会委員 (第3条2項3号)
〃	(公財)後藤・安田記念東京都市 研究所	中畷 いづみ	知識経験を有する者 (第3条2項4号)
〃	横浜国立大学地域連携推進機構	志村 真紀	

7 逗子市総合計画策定条例

○逗子市総合計画策定条例

平成 26 年 11 月 27 日

逗子市条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成等)

第 2 条 総合計画は、基本構想及び実施計画により構成するものとする。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取り組みの方向を示すもの

(2) 実施計画 基本構想を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画

3 総合計画は、逗子市まちづくり条例（平成 14 年逗子市条例第 4 号）第 7 条第 1 項のまちづくり基本計画を包含するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、総合計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例（昭和 45 年逗子市条例第 5 号）第 1 条に規定する逗子市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(令 4 条例 20・一部改正)

(総合計画の公表)

第 5 条 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(逗子市議会の議決事件に関する条例の廃止)

2 逗子市議会の議決事件に関する条例（平成 23 年逗子市条例第 10 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例に基づく総合計画が策

定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

4 逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和4年11月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 逗子市総合計画の策定に係る市民参加のプロセス

1 まちづくりに関する市民意識調査（令和4年度実施、アンケート調査）

（1）調査の概要

項目	内容
① 調査地域	逗子市全域
② 調査対象	逗子市に住民登録及び外国人登録をしている18歳以上の男女
③ 標本数	2,000人
④ 抽出方法	無作為抽出
⑤ 母集団	逗子市住民基本台帳及び逗子市外国人登録原票
⑥ 調査方法	郵送配布 — 郵送回収、ウェブ回答 * 郵送配布後、一定期間経過した後、郵便により全標本に対し催告を行う
⑦ 調査期間	令和2年12月17日～令和3年1月7日（3週間）
⑧ 調査機関	社会システム株式会社

（2）調査項目

- ① 定住意識
 - ・ 定住意向
 - ・ 定住理由・移転理由
 - ・ 逗子市への愛着
 - ・ 逗子らしさを感じる風景や場所
 - ・ 居住地域のイメージ
 - ・ 子育てについて
 - ・ 高齢者について
 - ・ 文化芸術活動について
 - ・ 逗子市に対する評価
- ② 今後のまちづくりの進め方
 - ・ 今後のまちづくりを進める方向性について
 - ・ まちづくりへの関わり方について

- 障がい者に対する意識について
- 男女の平等について
- 地球温暖化について
- 外出について
- 災害に強いまちづくりについて
- 運動・スポーツの状況について
- 逗子海岸の利用などについて
- フェアトレードについて
- 市からの情報について
- 池子米軍家族の入居などについて

(3) 回収結果

有効発送数 1,995 (宛先不明 5)

有効回収数 1,058 (有効回収率 : 53.0%)

2 分野別意見交換会「これからの逗子のまちについて話し合おう」

(1) 募集方法

広報ずし、広報板、市ホームページにて周知

(2) 実施方法

オンライン

(3) 各回の概要

日時		テーマ	参加者数
第1回	令和4年2月26日(土) 10:00~12:00	地域福祉、障がい福祉	4人
		健康、高齢者	3人
		子ども、子育て支援	4人
第2回	令和4年2月26日(土) 14:00~16:00	社会教育、生涯学習	7人
		学校教育	5人
		文化、スポーツ	4人
第3回	令和4年3月5日(土) 10:00~12:00	景観、緑	6人
		地球温暖化、ごみ	8人
第4回	令和4年3月5日(土) 14:00~16:00	都市機能、防災・防犯、住環境	5人
		商工業、歩行者・自転車	5人
第5回	令和4年3月12日(土) 14:00~16:00	デジタル化	3人
		市民自治、男女共同参画、 国際・非核平和	4人

3 パブリックコメント

(1) 基本構想

実施期間：令和5年1月6日（金）～2月6日（月）

意見提出者：1人

意見数：1件

意見の概要：

意見の区分	件数
改定案について	1件
改定の主旨について	0件
改定の手続きについて	0件
その他改定や市の取り組みについて	0件
合計	1件

(2) 中期実施計画

実施期間：令和5年2月24日（金）～3月27日（月）

意見提出者：1人

意見数：21件

意見の概要：

意見の区分	件数
改定案について	17件
改定の主旨について	0件
改定の手続きについて	0件
その他改定や市の取り組みについて	4件
合計	21件

9 関連する行政計画	
5本の柱と取り組みの方向	計画名
<p>第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち</p> <p>1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち</p> <p>2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち</p> <p>3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち</p> <p>4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち</p> <p>5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち</p>	<p>○地域福祉計画</p> <p>○地域福祉推進計画・地域福祉活動計画</p> <p>○健康増進・食育推進計画</p> <p>○高齢者保健福祉計画</p> <p>○障がい者福祉計画</p> <p>○子ども・子育て支援事業計画</p>
<p>第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち</p> <p>1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち</p> <p>2 文化を新たに創造するまち</p> <p>3 スポーツを楽しむまち</p> <p>4 学校教育の充実したまち</p> <p>5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち</p>	<p>○共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン <small>*(仮称)生涯学習推進プランに統合予定</small></p> <p>○(仮称)生涯学習推進プラン <small>*2023年度(令和5年度)中に策定予定</small></p> <p>○社会教育推進プラン <small>*(仮称)生涯学習推進プランに統合予定</small></p> <p>○生涯学習活動推進プラン <small>*(仮称)生涯学習推進プランに統合予定</small></p> <p>○文化振興基本計画</p> <p>○スポーツ推進計画</p> <p>○学校教育総合プラン</p>
<p>第3節 自然と人間を共に大切にするまち</p> <p>1 自然を大切にするまち</p> <p>2 廃棄物による環境負荷の少ないまち</p> <p>3 カーボンニュートラルを実現するまち</p> <p>4 暮らしと景観に配慮したまち</p>	<p>○環境基本計画</p> <p>○緑の基本計画</p> <p>○一般廃棄物処理基本計画</p> <p>○地球温暖化対策実行計画</p> <p>○景観計画</p>
<p>第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち</p> <p>1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち</p> <p>2 災害に強く、犯罪のない安全なまち</p> <p>3 歩行者と自転車を優先するまち</p> <p>4 都市機能の整った快適なまち</p> <p>5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち</p>	<p>○住環境形成計画</p> <p>○安全安心アクションプラン</p> <p>○歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン</p> <p>○都市機能の整ったまち推進プラン</p>
<p>第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち</p> <p>1 市民自治のまち</p> <p>2 誰もが尊重され、自由で平等なまち</p> <p>3 世界とつながり、平和に貢献するまち</p>	<p>○男女平等参画プラン</p>

10 財政状況

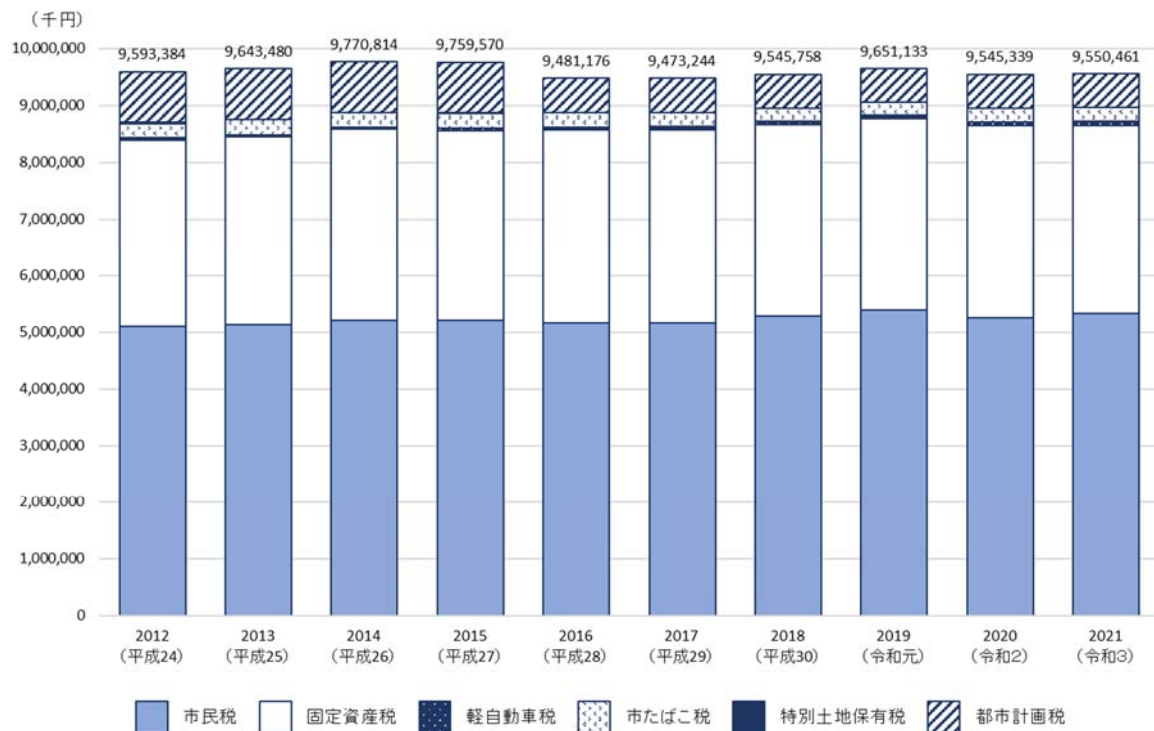
◆ 市税の推移

(単位:千円)

税目	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
市民税総額		9,593,384	9,643,480	9,770,814	9,759,570	9,481,176
市民税		5,095,035	5,125,966	5,207,651	5,207,920	5,168,097
固定資産税		3,301,653	3,321,129	3,371,705	3,354,265	3,400,079
軽自動車税		37,289	37,980	39,522	40,526	53,740
市たばこ税		245,908	271,986	255,251	255,357	253,675
特別土地保有税		31,200	1,200	1,200	8,979	2,873
都市計画税		882,299	885,219	895,485	892,523	602,712

(単位:千円)

税目	年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
市税総額		9,473,244	9,545,758	9,651,133	9,545,339	9,550,461
市民税		5,155,682	5,282,214	5,380,880	5,247,590	5,331,175
固定資産税		3,421,480	3,382,248	3,385,104	3,405,302	3,319,658
軽自動車税		55,167	56,007	57,961	61,690	66,108
市たばこ税		235,223	229,535	232,088	231,700	245,890
特別土地保有税		0	0	0	0	0
都市計画税		605,692	595,754	595,100	599,057	587,630



◆ 決算額の推移（一般会計）

（単位：千円）

区分	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
歳入総額		20,235,306	21,455,993	19,097,211	19,556,600	20,039,894
自主財源		11,748,951	11,640,694	12,091,656	11,830,745	12,093,165
依存財源		8,486,355	9,815,299	7,005,555	7,725,855	7,946,729
歳出総額		19,269,600	20,558,528	18,136,120	18,478,605	19,570,395
うち義務的経費		9,922,652	9,974,633	10,049,263	10,032,534	10,592,479
うち投資的経費		2,795,433	3,824,281	1,234,432	1,166,714	1,606,818

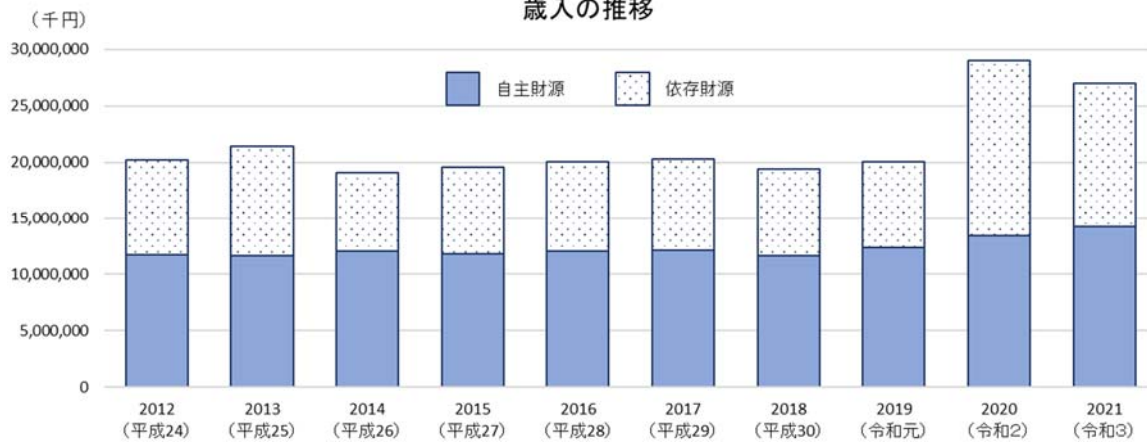
（単位：千円）

区分	年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
歳入総額		20,309,664	19,411,798	20,012,010	28,974,288	27,024,702
自主財源		12,149,551	11,675,997	12,389,228	13,416,529	14,259,122
依存財源		8,160,113	7,735,801	7,622,782	15,557,759	12,765,580
歳出総額		19,496,312	18,322,026	18,666,664	27,307,168	24,696,192
うち義務的経費		10,650,804	10,258,272	10,904,015	11,056,944	12,297,048
うち投資的経費		1,545,973	1,088,387	349,290	1,025,807	1,348,698

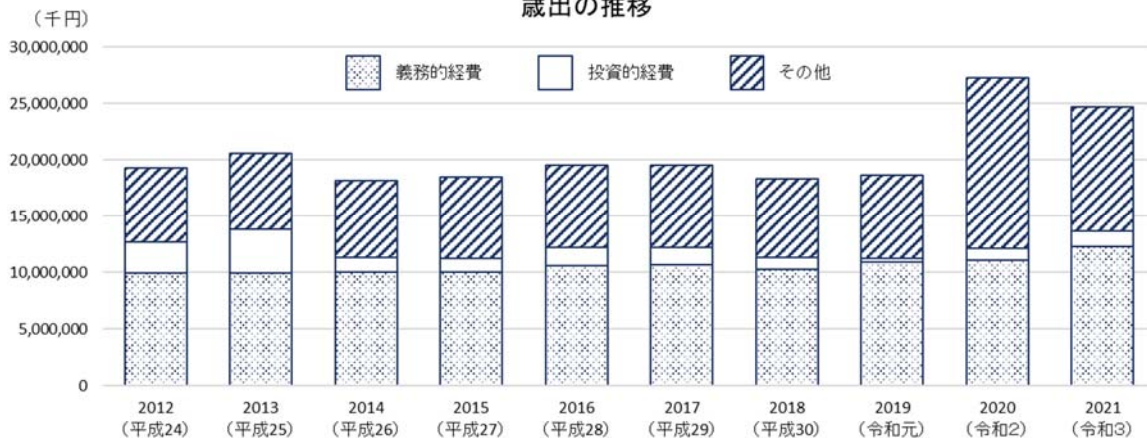
* 令和2年度は、特別定額給付金（59億6千万円）を含む新型コロナウイルス感染症対策関連経費68億4千万円などにより、決算規模が大幅に増大した。

* 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費21億円のほか、基金積立金などにより、決算規模の大きい状況が続いている。

歳入の推移



歳出の推移



◆ 市債の状況

(単位:千円)

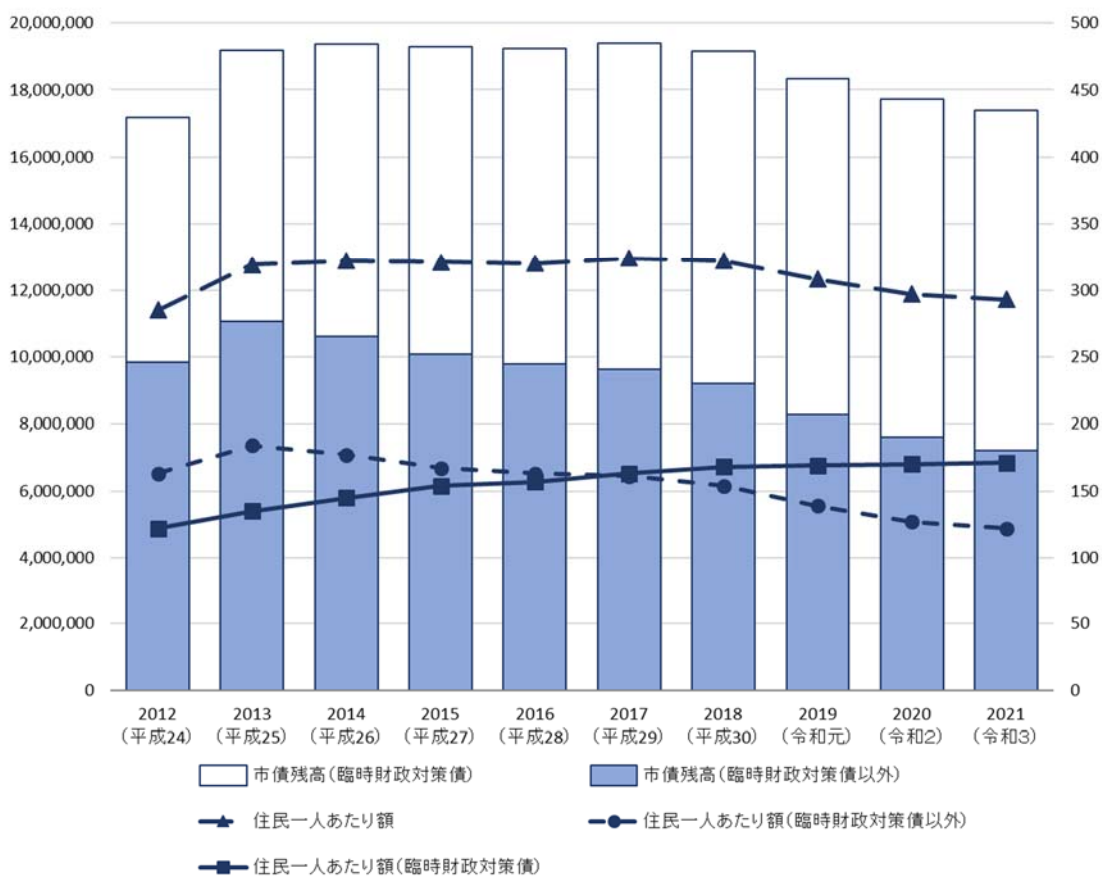
区分	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
市債残高		17,181,878	19,177,750	19,371,284	19,291,727	19,230,104
	臨時財政対策債以外	9,847,806	11,068,212	10,619,079	10,065,528	9,785,890
	臨時財政対策債	7,334,072	8,109,538	8,752,205	9,226,199	9,444,214
住民一人あたり額		285	319	322	321	320
	臨時財政対策債以外	163	184	177	167	163
	臨時財政対策債	122	135	145	154	157

(単位:千円)

区分	年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
市債残高		19,386,639	19,162,198	18,333,174	17,718,491	17,391,159
	臨時財政対策債以外	9,636,949	9,189,666	8,266,889	7,607,207	7,216,739
	臨時財政対策債	9,749,690	9,972,532	10,066,285	10,111,284	10,174,420
住民一人あたり額		324	322	308	297	293
	臨時財政対策債以外	161	154	139	127	122
	臨時財政対策債	163	168	169	170	171

市債残高(千円)

住民一人あたり額(千円)



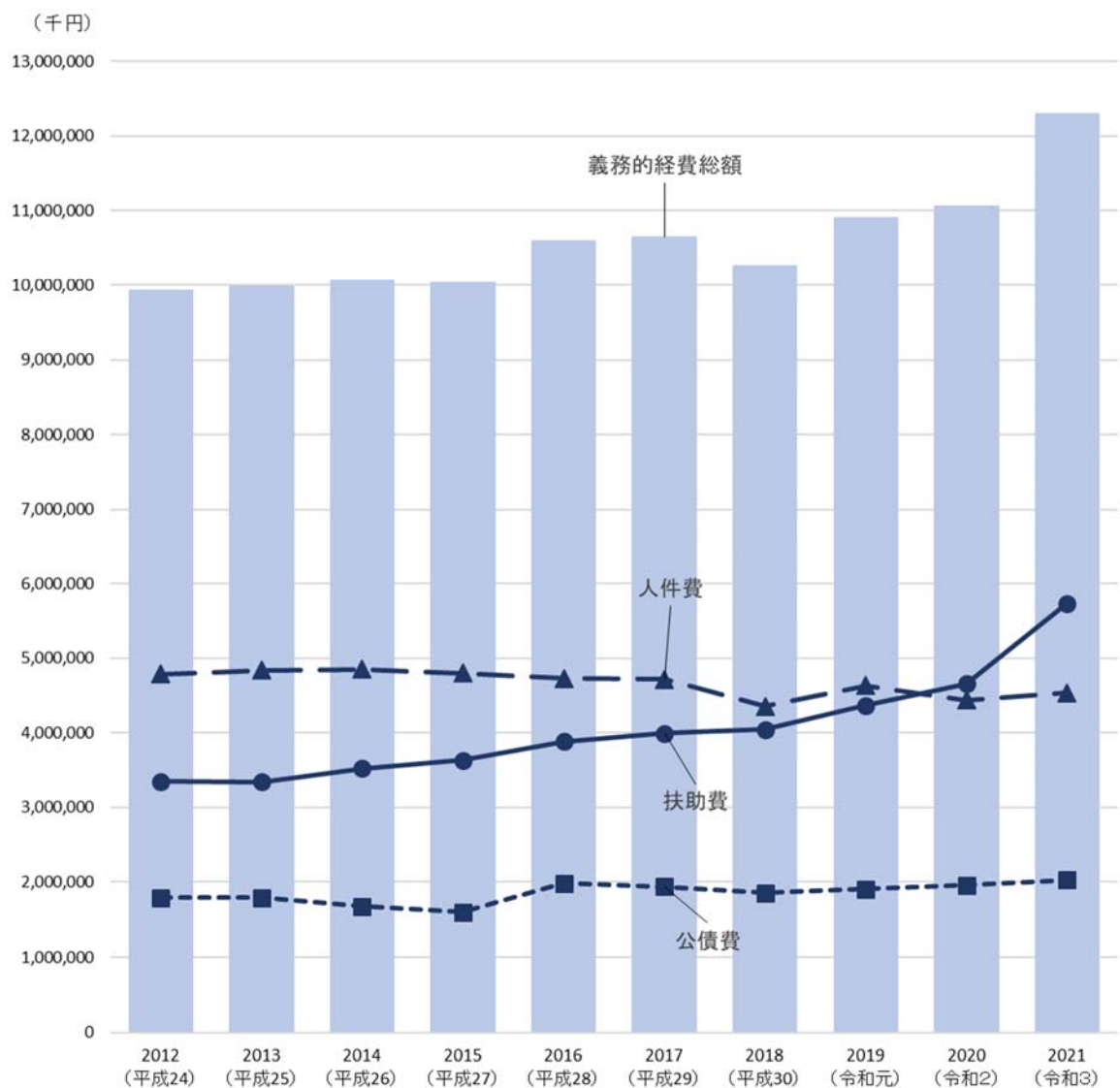
◆ 義務的経費の推移

(単位:千円)

区分	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
義務的経費総額		9,922,652	9,974,633	10,049,263	10,032,534	10,592,479
人件費		4,785,811	4,842,199	4,853,760	4,801,691	4,727,625
扶助費		3,347,536	3,342,557	3,524,792	3,632,077	3,884,674
公債費		1,789,305	1,789,877	1,670,711	1,598,766	1,980,180

(単位:千円)

区分	年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
義務的経費総額		10,650,804	10,258,272	10,904,015	11,056,944	12,297,048
人件費		4,715,280	4,355,037	4,633,888	4,440,289	4,536,282
扶助費		3,997,701	4,047,306	4,365,796	4,660,408	5,733,711
公債費		1,937,823	1,855,929	1,904,331	1,956,247	2,027,055



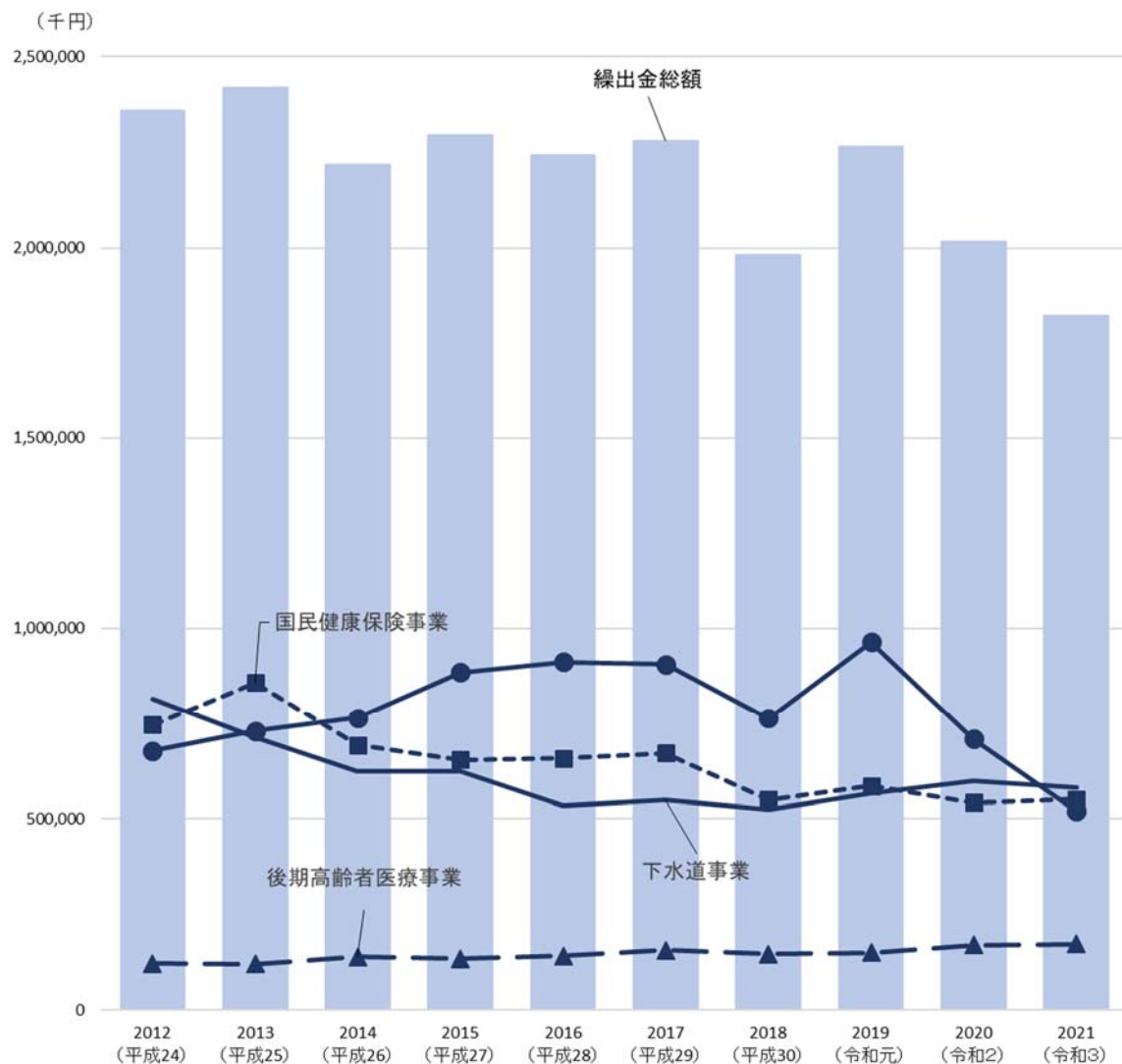
◆ 繰出金の推移

(単位:千円)

区分	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
繰出金総額		2,358,168	2,418,465	2,217,791	2,295,657	2,242,660
国民健康保険事業		745,871	856,960	692,416	653,991	657,275
後期高齢者医療事業		120,563	119,892	137,830	133,462	140,008
介護保険事業		677,817	730,043	764,226	884,897	911,567
下水道事業		813,917	711,570	623,319	623,307	533,810

(単位:千円)

区分	年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
繰出金総額		2,280,310	1,981,837	2,264,688	2,017,353	1,822,566
国民健康保険事業		671,233	549,424	584,725	542,255	550,771
後期高齢者医療事業		155,466	145,217	148,862	168,533	171,579
介護保険事業		906,057	763,421	964,898	708,174	519,190
下水道事業		547,554	523,775	566,203	598,391	581,026



11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

まち・ひと・しごと創生総合戦略			
基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取り組み
1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。	①結婚から妊娠、出産に向けた支援	1 「婚活」の支援
			2 思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等の実施
			3 子宮頸がん検診の充実
			4 不妊治療、不育症治療に係る助成
			5 妊婦健診の充実
			6 産後ケア事業による支援
			7 妊産婦・乳児訪問等の実施
			8 母親両親教室の充実
		②子育てを支える取り組みの推進	1 子育てネットワーク構築事業の推進（子育てポータルサイトの運営等）
			2 子ども・子育て支援新制度の円滑運用
			3 小児医療費に係る助成の充実
			4 子育て支援センターの運営
	③子育てを楽しめる環境づくりの推進	5 子育てに係る相談の充実	
		6 ファミリー・サポート・センター事業の充実	
		7 保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実	
		8 幼稚園就園等に係る支援	
		9 放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール） 放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ）	
		10 家庭教育推進事業の充実	
		11 学校給食の安定的な提供	
	④支援を必要とする子どもへの取り組みの推進	12 子育てと仕事を両立させる環境整備	
1 体験学習施設講座事業の推進			
2 池子の自然公園整備事業の推進			
3 共育ネットワーク構築事業の推進			
4 公園の整備			
2 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。	5 親子遊びの場の運営、支援		
	6 ほっとスペース、プレイパーク等の運営		
	7 読書活動の推進（おはなし会等）		
	1 療育推進事業の推進（療育教育総合センターの運営）		
	2 ひとり親家庭等への継続的な支援		
①学校教育の充実	3 子どもへの貧困に関する取り組み		
	4 要保護児童に対する取り組み		
	5 支援を必要とする子どもに対する学習支援		
	②支援を必要とする児童・生徒への取り組みの推進	1 教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進	
2 授業研究の充実			
3 地域教育力の活用			
4 学校施設の整備・充実			
	1 《再掲》教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進		
	2 《再掲》療育推進事業の推進（療育教育総合センターの運営）		
	3 校内支援体制を活用した支援教育の推進		
	4 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進		

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

総合計画中期実施計画			
5本の柱	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み
—			
1	5	①	⑦
1	2	①	③
1	5	①	⑥
1	5	①	②
1	5	①	③
1	5	①	④
1	5	①	④
—			
1	5	③	①
1	5	②	⑭
1	5	②	⑩
1	5	②	⑨
1	5	②	②
1	5	②	③
1	5	③	④
1	5	②	⑤
1	5	②	④
2	1	①	②
2	4	①	⑥
1	5	③	⑤
1	5	④	①
—			
—			
3	1	③	⑤
1	5	②	⑦
1	5	②	⑧
2	1	①	③
1	4	①	①
2	4	②	①
1	5	②	⑪
1	5	②	⑬
1	5	②	⑮
1	5	②	⑫
2	4	①	①
2	4	①	③
2	4	④	-
2	4	①	⑦
2	4	①	①
1	4	①	①
2	4	②	①
2	4	②	⑤
2	4	④	③

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

まち・ひと・しごと創生総合戦略			
基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取り組み
1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかなえる	2 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。	③子どもの社会教育環境の充実	1 《再掲》共育ネットワーク構築事業の推進
			2 《再掲》体験学習施設講座事業の実施
			3 共育のイベントの開催
			4 《再掲》放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール） 《再掲》放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ）
			5 青少年の健全な育成に係る事業の推進
			6 子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進（アウトリーチ活動等）
			7 子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
	3 男女が共に働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。	①ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与する取り組みの推進	1 男女共同参画プラン推進事業の推進
			2 市民協働推進事業の推進
			3 《再掲》子育てネットワーク構築事業の推進（子育てポータルサイトの運営等）
			4 ライフステージや学習要求に応じた学習機会の提供
			5 《再掲》母親両親教室の充実
			6 《再掲》家庭教育推進事業の充実
			7 《再掲》保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実
②働きながら子育てしやすい環境の整備	1 保育環境の充実		
	2 病児・病後児保育の充実		
	3 《再掲》放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール） 《再掲》放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ）		
	4 《再掲》子育てに係る相談の充実		
	5 《再掲》ファミリー・サポート・センター事業の充実		
	6 保育士確保に向けた取り組みの推進		
	2 逗子市への新しいひとの流れをつくる	1 逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。	①移住・定住施策の推進
2 転出者・転入者の実態、意識の把握・活用			
3 移住・定住に関する取り組み			
4 転入者に対するウェルカム感を高める施策に関する取り組み			
5 住環境形成計画の推進			
6 不動産業、金融機関との連携策に関する取り組み			
2 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。		①シティプロモーションの推進	1 シティプロモーション戦略の推進
			2 情報発信の充実
			3 逗子市広報大使による発信
			4 フィルム・コミッションに関する取り組み
			5 景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用
			6 逗子の魅力向上事業の推進
		②交流人口の増加や関係人口の創出に寄与する取り組みの充実	1 逗子海岸保全活用事業の推進
			2 自然の回廊プロジェクト推進事業の推進
		3 《再掲》池子の森自然公園整備事業の推進	
		4 逗子アートフェスティバルの充実	
		5 商工業振興事業の推進	
		6 東逗子地域の活性化を目指したJR東逗子駅前用地活用事業の推進	
		7 小坪海浜地域活性化事業の推進	
		8 日本一安全安心で楽しいファミリービーチの推進	
		9 逗子市観光協会への助成	
		10 観光情報発信の充実	
		11 三浦半島観光連絡協議会を中心とした、三浦半島で連携した取り組みの推進	
		12 県の三浦半島魅力最大化プロジェクト等との連携	

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

総合計画中期実施計画			
5本の柱	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み
—			
1	5	④	①
2	1	③	②
1	5	②	⑤
1	5	②	④
1	5	④	②
2	2	①	③
2	3	①	⑤
5	2	②	①
5	1	②	①
—			
2	1	②	①
1	5	①	⑤
2	1	①	②
1	5	②	③
4	5	⑤	①
1	5	③	⑤
1	5	③	③
1	5	②	⑥
1	5	②	⑤
1	5	②	④
1	5	②	⑨
1	5	②	②
1	5	③	②
4	1	②	①
5本の柱以外			
5本の柱以外			
5本の柱以外			
—			
5本の柱以外			
5本の柱以外			
5本の柱以外			
4	5	⑥	⑤
4	5	⑥	③
3	4	①	②
4	5	⑥	②
3	1	⑤	①
4	5	①	—
4	5	①	③
3	1	①	①
—			
2	2	①	①
4	5	②	—
4	4	①	②
4	5	③	—
4	5	①	①
4	5	⑥	①
4	5	⑥	③
4	5	⑥	③
4	5	⑥	①
4	5	⑥	②
4	5	⑥	③

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

まち・ひと・しごと創生総合戦略				
基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取り組み	
2 逗子市への新しいひとの流れをつくる	2 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。	②交流人口の増加や関係人口の創出に寄与する取り組みの充実	13 マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング	
			14 秋・冬の海岸の活用	
			15 「自転車半島宣言」の推進	
			16 文化財の新規指定及び積極的な公開活用	
			17 《再掲》逗子の魅力向上事業の推進	
			18 ふるさと納税や企業版ふるさと納税に関する取り組み	
			19 三浦半島DMO事業との連携	
3 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる	1 東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。	①快適な通勤環境の支援	1 歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進	
			2 鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持	
			3 より快適な通勤環境整備への支援	
			4 公共交通機関への乗り換えを容易にするシステムに関する取り組み	
			5 駐輪場の整備等	
	2 商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。	①商工業の活性化への支援	1 《再掲》商工業振興事業の推進	
			2 金融機関、商工会等と連携した事業承継の支援	
		②漁業の活性化への支援	1 《再掲》小坪海浜地域活性化事業の推進	
			③その他「稼ぐ力」の向上に資する取り組みの推進	1 《再掲》逗子海岸保全活用事業の推進
				2 《再掲》空き家解消事業の推進
				3 企業誘致に関する取り組み
				4 《再掲》ふるさと納税や企業版ふるさと納税に関する取り組み
			5 地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み	
	6 《再掲》県の三浦半島魅力最大化プロジェクト等との連携			
	7 インバウンド観光に関する取り組み			
	8 AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術や官民データ活用の推進			
	3 ダイバーシティ（多様性）を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がい者などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出を目指す。	①多様な働き手、柔軟な働き方への支援	1 女性の就労支援	
2 高齢者の就労支援				
3 障がい者の就労支援				
4 金融機関、商工会等との連携した女性の就労支援				
5 《再掲》テレワーク、クラウドソーシング等の推進に関する取り組み				
②新たなビジネス等の創出への支援		6 《再掲》子育てと仕事を両立させる環境整備		
		1 《再掲》商工業振興事業の推進		
		2 新たなビジネスなどの創出への支援に関する取り組み		
		3 金融機関、商工会等との連携した創業支援事業計画に基づく創業予定者への支援		
		4 《再掲》AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術や官民データ活用の推進		
4 魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	1 市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。	①魅力的な活動あふれるまちづくりの推進	1 国際交流推進事業の推進	
			2 非核平和推進事業の推進	
			3 《再掲》逗子アートフェスティバルの充実	
			4 逗子市市民活動・生涯学習情報サイトの充実	
			5 フェアトレードタウンの取り組みの支援	
			6 文化活動の振興に係る事業の推進	
			7 プロジェクションマッピング海浜投影	

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

総合計画中期実施計画			
5本の柱	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み
4	5	①	②
4	5	⑥	①
2	3	①	④
4	5	①	②
4	5	⑥	①
4	5	⑥	③
2	5	①	③
4	5	⑥	②
5本の柱以外			
4	5	②	③
4	5	⑥	④
—			
4	3	①	①
4	3	①	⑤
4	3	①	⑥
4	3	①	②
4	3	①	③
4	5	②	-
4	5	④	①
4	5	③	-
3	1	⑤	①
4	5	①	-
4	5	①	③
4	1	②	①
5本の柱以外			
5本の柱以外			
4	5	②	③
4	5	⑥	④
4	5	②	②
4	5	⑥	①
4	5	⑥	②
4	5	⑥	③
4	5	⑥	③
5本の柱以外			
4	5	⑤	②
4	5	⑤	③
4	5	⑤	③
1	4	③	-
4	5	④	①
4	5	⑤	①
1	5	③	⑤
4	5	②	-
4	5	④	①
4	5	④	①
5本の柱以外			
5	3	①	①
5	3	②	①
2	2	①	①
5	1	②	③
5	3	①	②
2	2	①	②
4	5	①	②

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

まち・ひと・しごと創生総合戦略			
基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取り組み
4 魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	1 市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。	②自然を生かしたまちづくりの推進	1 《再掲》池子の森自然公園整備事業の推進
			2 特別緑地保全地区指定事業の推進
			3 《再掲》逗子海岸保全活用事業の推進
			4 《再掲》自然の回廊プロジェクト推進事業の推進
			5 自然の遊び場（プレイパーク）の運営
			6 緑化に係る事業の推進
			7 《再掲》公園の整備
		③快適なまちづくりの推進	1 《再掲》東逗子地域の活性化を目指したJR東逗子駅前用地活用事業の推進
			2 計画的なまちづくり推進事業の推進
			3 景観のまちづくり推進事業の推進
			4 《再掲》空き家解消事業の推進
			5 都市計画策定事業の推進
			6 《再掲》歩行者と自転車優先するまち推進事業の推進
	④持続可能なまちづくりの推進	7 《再掲》小坪海浜地域活性化事業の推進	
		8 《再掲》住環境形成計画の策定	
		9 都市機能を整えるインフラの整備	
		10 都市機能を整った快適なまち推進プランの策定	
	⑤シビック・プライドの醸成を促進する取り組みの推進	11 バリアフリーのまちづくりの推進	
		12 《再掲》日本一安全安心で楽しいファミリービーチの推進	
		13 未来技術の活用に向けた取り組みの推進	
1 生ごみ減量化・資源化事業の推進（ゼロ・ウェイストの推進）			
2 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。	①市民同士をつなぐ事業の推進	2 一般廃棄物処理施設整備事業の推進	
		3 温室効果ガス削減事業（スマートエネルギー普及促進事業など）の推進	
		4 海洋プラスチックごみ対策の推進	
		1 広報ずし等発行事業をはじめとした情報発信の充実	
	②市民協働推進事業の推進	2 暮らしのガイドのリニューアル	
		3 《再掲》逗子市広報大使による発信	
		4 《再掲》逗子の魅力向上事業の推進	
		1 地域自治システム推進事業の推進	
③市民交流センターの運営	2 (仮称)自治基本条例検討事業の推進		
	3 市民協働推進事業の推進		
	4 各種講座事業の推進		
	5 《再掲》空き家解消事業の推進		
	6 各種アダプトプログラムの推進		
	7 ふれあい活動の推進		
	8 市民交流センターの運営		

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

総合計画中期実施計画			
5本の柱	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み
—			
3	1	②	⑥
3	1	⑤	①
4	5	①	-
4	5	①	③
3	1	①	①
1	5	②	⑧
3	1	②	①
3	1	③	⑤
4	4	①	②
4	1	①	①
3	4	①	-
4	1	②	①
4	1	①	②
4	3	①	①
4	5	③	-
—			
4	4	③	①
—			
1	4	④	②
4	4	②	-
4	5	①	①
4	3	①	②
3	2	②	-
—			
3	3	①	-
3	1	⑤	①
4	5	①	③
5本の柱以外			
5本の柱以外			
4	5	⑥	⑤
4	5	⑥	②
5	1	①	①
—			
5	1	②	①
2	1	①	①
4	1	②	①
3	1	②	②
3	1	②	⑤
3	1	③	③
3	1	④	①
4	4	③	②
3	1	⑤	②
4	5	①	④
5	1	①	②
5	1	②	②

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

まち・ひと・しごと創生総合戦略			
基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取り組み
4 魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	2 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。	②安心して暮らせるまちづくりの推進	1 地域包括ケアシステム推進事業の推進
			2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
			3 避難行動要支援者支援事業の推進
			4 防犯対策事業の推進
			5 避難施設整備事業の推進
			6 《再掲》空き家解消事業の推進
			7 地域福祉推進事業など福祉プランの推進に係る事業
			8 障がい者の住みよいまちづくりの推進に係る事業
			9 《再掲》未来技術の活用に向けた取り組みの推進
	3 誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。	①健康長寿のまちづくりの推進	1 健康づくり推進事業の推進
			2 地域医療充実事業の推進
			3 《再掲》介護予防・日常生活支援総合事業の推進
			4 総合的病院誘致事業の推進
			5 「未病を治す半島宣言」の推進
			6 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
			7 介護予防に係る事業の推進
8 スポーツ活動に係る事業の推進			

第4編 資料 11 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている
 主な取り組みと総合計画中期実施計画の対応表

総合計画中期実施計画			
5本の柱	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み
1	1	①	-
1	3	①	②
4	2	③	①
4	2	⑧	④
4	2	②	②
4	1	②	①
1	1	①	⑥
1	4	④	①
4	3	①	②
1	2	①	①
1	2	③	②
1	3	①	②
1	2	③	②
1	2	①	④
1	3	①	③
1	3	①	⑤
1	3	①	④
2	3	①	①

12 まち・ひと・しごと創生総合戦略における数値目標及びKPI一覧

◆ 基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標	合計特殊出生率が1.53になっている。	【現状】 1.28 (2017年)	
基本的方向	具体的施策	重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2018年度)
【基本的方向1】 若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。	①結婚から妊娠、出産に向けた支援	出生数が400人/年になっている。	357人
	②子育てを支える取り組みの推進	子育てポータルサイトのアクセス数が203,000件/年になっている。	202,446件
	③子育てを楽しめる環境づくりの推進	体験学習施設の主催講座の延べ参加者数が2,000人/年になっている。	1,450人
	④支援を必要とする子どもへの取り組みの推進	療育教育総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことのある子どもの、市内18歳までの子どもに対する割合が10.7%になっている。	9.9%
【基本的方向2】 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。	①学校教育の充実	各学校で年3回、すべての教員が「自己チェックリスト」を実施し、教育指導(教)員の授業観察後のフィードバック時に、授業についての振り返りに活用している。	各学校で年2回、すべての教員が「自己チェックリスト」を活用して授業についての振り返りを行っている。
	②支援を必要とする児童・生徒への取り組みの推進	療育教育総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことのある子どもの、市内18歳までの子どもに対する割合が10.7%になっている。	9.9%
	③子どもの社会教育環境の充実	子どもを対象にした「共育」の講座に参加する子どもが延べ10,000人/年になっている。	9,622人
【基本的方向3】 男女が共に働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。	①ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与する取り組みの推進	逗子市の母親両親教室へパートナーと参加する初妊婦の割合が、全初妊婦の内40%になっている。	37.2%
	②働きながら子育てしやすい環境の整備	市内保育所の待機児童数が0人になっている。	18人 (2019年4月)

◆ 基本目標2 逗子市への新しいひとの流れをつくる

数値目標	5年間の転入超過数が累計で1,000人になっている。		【現状】 694人 (2018年度までの4年間の累計)
基本的方向	具体的施策	重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2018年度)
【基本的方向1】 逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。	①移住・定住施策の推進	移住・定住に係る相談が30件/年になっている。	14件
	②交流人口の増加や関係人口の創出に寄与する取り組みの充実	入込観光客数が105万人/年になっている。	1,001,435人 (2018年)
【基本的方向2】 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。	①シティプロモーションの推進	市ホームページのシティプロモーションのページへのアクセスが35,000件/年になっている。	30,113件
	②交流人口の増加や関係人口の創出に寄与する取り組みの充実	入込観光客数が105万人/年になっている。	1,001,435人 (2018年)

◆ 基本目標3 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる

数値目標	個人市民税納税義務者数が28,900人になっている。 ※均等割のみの者を除く。		【現状】 28,083人 (2018年度)
基本的方向	具体的施策	重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2018年度)
【基本的方向1】 東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。	①快適な通勤環境の支援	逗子市の良い点と感ずる事柄として「通勤・通学に便利」とする市民の割合が45%になっている。	39.0%
	②漁業の活性化への支援	5年間の市内漁獲量が累計で500tになっている。	122.9t (2018年)
【基本的方向2】 商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。	①商工業の活性化への支援	法人設立(本店新規)・設置(支店等)件数が法人閉鎖・解散件数の1.5倍以上を維持している。	設立・設置90件/ 閉鎖・解散90件=1.0
	③その他「稼ぐ力」の向上に資する取り組みの推進	5年間の法人市民税の収入額と企業版ふるさと納税の収入合計額が累計で15億円になっている。	1,415,581千円 (2014年度~2018年度の累計)
【基本的方向3】 ダイバーシティ(多様性)を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出を目指す。	①多様な働き手、柔軟な働き方への支援	女性の個人市民税所得割課税額が10%増加している。	1,028,502千円
	②新たなビジネス等の創出への支援	創業支援事業計画を利用し、創業に至った者が5年間で累計35件になっている。	19件 (2015年度~2018年度の累計)

◆ 基本目標 4 魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

数値目標	市外転出者アンケートで、「事情が許せば逗子に戻ってきたい」とする人の割合が80%になっている	【現状】 74.7% (2018年調査)	
基本的方向	具体的施策	重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2018年度)
【基本的方向1】 市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。	① 魅力的な活動あふれるまちづくりの推進	逗子市市民活動・生涯学習情報サイトのアクセス数が80,000件/年になっている。	73,216件
	② 自然を生かしたまちづくりの推進	池子の森自然公園の緑地エリアを活用したプレイパーク等に参加した人が2,000人/年になっている。	1,457人
	③ 快適なまちづくりの推進	空き家バンクによる5年間の成約件数が累計25件になっている。	(実績なし)
	④ 持続可能なまちづくりの推進	市民1人当たりのごみ排出量が1日当たり700g以下になっている。	830g
	⑤ シビック・プライドの醸成を促進する取り組みの推進	「このまちが好きだ」とする市民の割合が90%になっている。	86.7%
【基本的方向2】 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。	① 市民同士をつなぐ事業の推進	地域活動に月に1回以上参加している者の割合が50%以上になっている。	(実績なし)
	② 安心して暮らせるまちづくりの推進	逗子市防災・防犯メールの防犯情報の登録者数が20,000人になっている。	11,706人
【基本的方向3】 誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。	① 健康長寿のまちづくりの推進	「元気な高齢者」の割合が83%以上になっている。	80%

13 SDGs との関係



1 SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



2 SDGs17のゴールの詳細

	<p>貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 健康をこころ豊かに保ち増進させる	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに		
1 節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	お互いに支え合おう 「その人らしく生きる 福祉のまち」を	①地域共生社会の実現に向けた 包括的な支援体制の構築	①地域における支え合いの仕組みづくり						
			②避難行動要支援者の支援体制の整備						
			③社会的困窮者の自立の支援	●	●				
			④他機関協働による身近な地域での相談支援	●					
			⑤多様な主体による活動の支援と推進	●					
			⑥地域福祉推進事業等推進事業に係る事業の推進	●	●				
	ち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち	①健康づくり・食育の推進	①健康増進・食育推進計画推進事業の展開		●	●	●		
			②特定健診・特定保健指導の推進			●			
			③女性のがん検診の充実			●			
			④「未病を改善する半島宣言」の推進			●			
		②感染症予防対策の推進	①感染症予防対策の推進			●			
			③地域医療体制の推進	①在宅医療介護連携の推進			●		
				②地域医療の充実			●		
		④地域自殺対策の推進	③ICT等の活用による救急体制の充実						
			①地域自殺対策の推進				●		
		ち 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち	①健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み	①高齢者の運動の機会の促進と啓発			●		
				②要介護状態になるおそれのある者への支援			●		
				③高齢者の生きがいと健康づくりの推進			●		
④要介護状態となることを予防する活動の実施					●				
⑤高齢者同士の交流					●				
②介護サービス等の保険給付	①利用料の給付					●			
	②地域密着型サービスの提供					●			
	③介護人材の確保、業務効率化の取り組みの強化					●			
		④特別養護老人ホームの拡充			●				

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 質の高い教育をみんなに	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い雇用をみんなに	
1 節 共に生き、心豊かに暮らせるまち	4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち	①子どもの発達段階に応じた継続的な支援	①療育教育総合センターの運営				●	
			②早期発見・早期療育のための相談体制等の充実				●	
			③相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実				●	
		②障がいのある人の居住支援	①グループホームの整備の支援					
			②グループホームの家賃助成					
		③障がいのある人の就労支援	①障がい特性に応じた就労支援体制づくり					●
			②知的障がい者等の雇用促進					●
			③就労系障害福祉サービスの充実					●
		④バリアフリーの推進	①障がい理解のための啓発と自発的な取り組みの支援					
			②公共施設整備バリアフリー懇話会の運営					●
	③福祉教育の推進						●	
	⑤地域生活支援拠点等の充実	①緊急時の受け入れ・対応等の整備						
		②相談機能・地域の体制づくり等の充実						
		③体験の機会・場の促進					●	
	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち	①妊娠前からの子育ての相談・支援の充実	①乳幼児健診等の充実		●	●		
			②妊婦検診の充実		●	●		
			③産後ケア事業による支援		●	●		
			④妊産婦・乳児訪問等の実施		●	●		
			⑤パパママ準備クラスの充実		●	●		
			⑥不妊治療、不育症治療に係る助成			●		
⑦思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等の実施				●	●			
②子育てを支える取り組みの推進		①子育て情報提供の充実					●	
		②ファミリー・サポート・センター事業の充実						
		③保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実					●	
	④放課後児童への対応の充実(放課後児童クラブ)					●		
	⑤放課後児童への対応の充実(ふれあいスクール)							

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 質の高い教育をみんなに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
1 節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち	②子育てを支える取り組みの推進	⑥病児・病後児保育の充実				
			⑦親子遊びの場の運営				
			⑧ほっとスペース、自然の遊び場(プレイパーク等)の運営				
			⑨子育てに係る相談の充実			●	●
			⑩子育て支援センターの運営			●	●
			⑪ひとり親家庭等への継続的な支援	●	●	●	●
			⑫支援を必要とする子どもに対する学習支援				●
			⑬子どもの貧困に関する取り組み	●	●	●	●
			⑭小児医療費に係る助成の充実			●	
			⑮要保護児童に対する取り組み		●	●	●
			⑯居場所づくりへの支援				
			③幅広い保育ニーズに対応できる体制づくり	①保育の充実と選択肢の拡大			
	②保育士確保の取り組み						●
	③様々な保育ニーズへの対応						●
	④幼稚園就園等に係る支援						●
	⑤子育てと仕事を両立させる環境整備						
	④子どもたちの居場所づくりの推進	①体験学習施設「スマイル」での講座やイベントの充実					●
		②青少年の健全な育成に係る事業の推進					

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーを 安全に・持続的に 利用しよう	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の格差を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
						●						
						●						
						●						
●												●
												●
			●									
			●									
					●							

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 気候変動 SDG15	2 気候変動 SDG13	3 持続可能な 消費と生産 SDG12	4 質の高い教育を みんなに SDG4	
2 節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち	1 子どものまちも大人も共につながり成長していく生涯学習	①学習機会の提供による社会教育の推進	①各種講座事業の推進				●	
			②家庭教育推進事業の充実				●	
			③読書活動の推進					
			④子どもの読書活動の推進					
		②生涯を通じた学習活動の支援	①生涯学習活動の情報の提供					●
			②生涯学習活動の場の提供					●
			③図書資料の充実					●
		③地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備	①共育活動の推進					●
			②共育イベントの開催					●
	2 創造するまちに	①文化芸術活動の推進（継承と創出）	①逗子アートフェスティバルの充実					
			②文化芸術活動の振興に係る事業の推進					
			③子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進					
	3 スポーツを楽しむまち	①スポーツの推進	①スポーツ活動に係る事業の推進					
			②総合型地域スポーツクラブの普及・啓発					
			③逗子市スポーツの祭典の開催					
④マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング								
⑤子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進								

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ジェンダー平等を 実現しよう	安全な水とトイレを 世界中に	エネルギーを 安全に	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等 をなくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 適応的に対処を	海の豊かさ を守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
					●							
					●							

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 質の高い教育をみんなに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに		
2 節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち	4 学校教育の充実したまち	①教員の指導力及び教育課題への対応力向上	①教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進				●		
			②教育指導教員の派遣				●		
			③授業研究校の委託				●		
			④研修の充実				●		
			⑤各担当者会の充実				●		
			⑥学校給食の安定的な提供		●				
			⑦学校施設の整備・充実				●		
		②子どもの発達段階に応じた継続的な支援	①療育教育総合センターの運営						●
			②早期発見・早期療育のための相談体制等の充実						●
			③学校や保護者との連携の推進						●
			④支援が必要な児童・生徒についての情報共有の充実						●
			⑤学校教育を支援する専門性の高いスタッフの派遣						●
		③ICTを活用した授業と情報教育の推進	①授業におけるICT機器の効果的な活用						●
			②児童・生徒の発達段階に応じた情報教育モラルと情報リテラシーの育成方法の研究						●
	④地域教育力の効果的な活用と幼・保・小・中の相互理解の促進	①コミュニティ・スクールの実現						●	
		②効果的な研修内容の企画と展示						●	
		③幼稚園・保育園・小学校・中学校との連携の推進						●	
	い産5でふるいまるくもさまりのなつな遺	①文化財保護の推進	①文化財の展示活用の推進						
			②史跡の公開活用						
			③未指定文化財の調査						

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国々の平等 をなそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
											●	
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 気候変動 SDG13	2 持続可能な 消費と生産 SDG12	3 すべての人に 健康と福祉を SDG3	4 質の高い教育を みんなに SDG4
3 節 自然と人間を共に大切に するまち	1 自然を大切に するまち	①自然の回廊の保全と活用	①自然の回廊プロジェクト事業の推進				
			②みどりに親しむ環境づくりの推進				
	②みどりの保全と緑化の推進	①緑化に係る事業の推進					
		②公園への花苗の植栽					
		③緑地の適正な維持管理					
		④緑地の安全対策					
		⑤里山の環境の保全活用					
		⑥地域制緑地の活用					
		⑦歴史的風土特別保存地区の保全					
		⑧丘陵地の保全					
		⑨環境教育等の推進					●
	③公園の活用及び維持管理	①池子の森自然公園の維持管理					
		②公園の維持管理					
		③公園の保全と活用					
		④国営公園の整備推進					
		⑤公園の整備					
	④河川環境の保全	①河川アダプト制度の活用					
		②河川環境保全に留意した維持管理の推進					
		③河川環境保全に留意した改修工事の推進					
	⑤良好で持続可能な 逗子海岸の推進	①良好な逗子海岸、海水浴場の環境の推進					●
		②逗子海岸美化活動の推進					

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●									●		
										●		
	●									●		
										●		
	●									●		
	●									●		
										●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
	●											
	●											
							●		●			
							●		●			














第4編 資料 13 SDGs との関係





節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	
3 節 自然と人間を共に大切に するまち	2 廃棄物による環境負荷の少ないまち	①ごみの発生量・排出量の削減	①ごみの発生・排出抑制の意識啓発の推進				●	
			②ごみ処理手数料の適正化					
			③生活環境の保全			●	●	
		②生ごみの減量化・資源化の推進	①家庭用生ごみ処理容器等の普及促進					
			②生ごみの分別収集・資源化					
		③安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムの構築	①環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画の策定					
			②民間委託の計画的な推進					
	④紙ごみの減量化・資源化の推進	①紙ごみの減量化・資源化の推進						
	⑤資源化品目の拡大	①資源化効率の向上						
		②ごみと資源物の分別方法の意識啓発の推進					●	
	⑥ごみ処理の広域連携の推進	①ごみ処理の広域連携の推進						
	3 ルをカーブを実現するまち ニョートラ	①2050年カーボンニュートラル実現の推進	①環境に配慮したライフスタイルへの移行促進					●
			②民生部門の再エネ・省エネ・蓄エネの推進					●
			③公共施設における再エネ・省エネ・蓄エネの推進					
			④移動の脱炭素化の推進					●
4 に配暮らしたま景観	①景観まちづくりの推進	①地域特性等に応じた景観形成						
		②景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用						
		③生垣やシンボルツリーの苗木の配布						

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーを 安全に、持続可能に、 クリーンに	8 働きがいも、 成長もある	9 産業と雇用創出の 持続可能な未来を つくろう	10 人や国の差を 縮めよう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
							●					
						●	●					
							●					
							●					
						●	●		●			
							●					
							●					
							●					
							●					
		●					●					
		●					●					
		●					●					
		●				●	●					
						●						
						●						
						●				●		





節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
4 節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	1 れくの形良 まる成好 まろぎに ちがよ住 生り環 ま、境	①計画的なまちづくりの推進	①計画的なまちづくり推進事業の推進				
			②都市計画策定事業の推進				
	②空き家対策と利活用	①空き家解消事業の推進					
		①自主防災組織育成の推進	①自主防災組織の育成、加入率向上の支援				
	②災害対策に係る整備の充実	①災害対策用資機材等の計画的な整備					
		②避難施設整備事業の推進					
	③避難行動要支援者への支援の確立	①避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進					
		④消防力の充実	①消防車両の更新整備				
	②消防水利の整備						
	③消防団の充実						
	④消防広域化の可能性の検討						
	⑤建築物等の耐震化の推進	①建築物等の耐震化の推進					
		⑥浸水対策の推進	①田越川準用河川浸水想定区域図の作成・公表				
	②田越川準用河川の整備						
	③田越川二級河川区間の河川改修の推進						
	④内水浸水想定区域図の作成・公表						
	⑤雨水浸透施設等の設置						
	⑦防災・消防・防犯分野の連携の推進	①各関係機関との連携強化					
		⑧犯罪のないまちづくりの推進	①各関係機関との連携強化及び支援				
	②安全・安心に係る情報提供						
③市道における適正な防犯灯の確保							
④防犯対策事業の推進							

第4編 資料 13 SDGs との関係

5  ジェンダー平等を達成しよう	6  安全な水とトイレを世界中に	7  エネルギーを safely and sustainably として	8  働きがいも経済成長も	9  産業と技術革新の基盤をつくろう	10  人や国の平等をなそう	11  住み続けられるまちづくりを	12  つくる責任 つかう責任	13  気候変動に具体的な対策を	14  海の豊かさを守ろう	15  陸の豊かさも守ろう	16  平和と公正をすべての人に	17  パートナリシップで目標を達成しよう
						●						
						●						
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう 	2 気候変動に 適応する 	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 
4 節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	3 歩行者と自転車を優先するまち	①歩行者と自転車を優先するまちの推進	①歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進 ②自家用車に頼らないまちづくりの推進 ③駐輪場の整備等 ④自転車通行帯の明確化 ⑤鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持 ⑥より快適な通勤環境整備への支援				
	4 都市機能の整った快適なまち	①公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施	①公共施設マネジメントの推進 ②東豆子地域の活性化をめざしたJR東豆子駅前用地活用事業の推進				
	②バリアフリーのまちづくりの推進	①無電柱化の推進 ②市道のバリアフリー化の推進 ③国・県道のバリアフリー化の推進 ④市民協働による公共施設のバリアフリー化の推進				●	
	③都市環境の改善	①都市機能を整えるインフラの整備 ②道路アダプトプログラムの推進 ③街路樹の計画的な管理 ④道路の拡幅や隅切り等の整備 ⑤長寿命化対策の実施 ⑥地震対策の実施 ⑦合流式下水道の改善 ⑧下水処理場等下水道施設の再整備に向けた調査・研究等 ⑨道路沿いのがけ崩れ対策の推進 ⑩市内の交通環境の改善					














5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ジェンダー平等を 実現しよう	安全な水とトイレを 世界中に	エネルギーを みんなに	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等 をなくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさ を守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
					●	●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						
						●						

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう 	2 気候変動に 適応せよ 	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 	
4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち	①逗子海岸保全活用事業の推進	①安全で快適な海水浴場の運営					
			②海水浴以外の海岸の活用の推進					
			③良好な逗子海岸、海水浴場の環境の推進				●	
			④逗子海岸美化活動の推進					
		②商工業振興の推進	①逗子市商工会や市内商店街への支援					
			②地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み					
			③ふるさと納税に関する取り組み					
		③小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進	①小坪漁港活用・活性化の推進					
			②小坪海浜地域の活性化の推進					
		④創業への支援	①創業支援事業等の推進					
		⑤多様な働き手、柔軟な働き方の支援	①テレワーク、クラウドソーシング等の推進に関する取り組み					
			②女性の就労支援					
			③就労等に関する情報の提供					
		⑥観光振興の推進	①逗子市観光協会への助成					
			②逗子の魅力向上事業の推進					
			③観光情報発信の充実					
			④ふるさと納税に関する取り組み					
			⑤逗子市広報大使による発信					

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーを 安全に・持続可能に かつクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と雇用創出 を促進しよう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
						●						
							●		●			
							●		●			
			●									
			●									
			●									
									●			
									●			
			●									
			●									
			●									
			●									

第4編 資料 13 SDGs との関係

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう 	2 温暖化を止めよう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 
5 節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち	1 市民自治のまち	①住民による自治活動の推進	①住民自治協議会の支援				
			②ふれあい活動の推進				
		②市民活動の推進	①市民協働推進事業の推進				
			②市民活動の場の確保				
			③逗子市市民活動・生涯学習情報サイトの充実				
		③行政活動に対する市民参加の推進	①市民参加制度の運用				
	等 2 誰かが尊重され、自由で平	①人権啓発活動の推進	①人権意識向上のための啓発活動				
			②人権に関する相談等への対応				
			③人権指針の検討				
		②男女平等参画の推進	①(仮)ずし男女平等参画プラン2030の推進			●	●
			②相談体制の充実				
		すり 3 る、世界とつながる、平和に貢献が	①国際交流・国際理解の推進	①国際交流推進事業の推進			
	②フェアトレードタウンの取り組みの支援						●
	②非核平和の推進		①非核平和推進事業の推進				●

5 ジェンダー平等を 実現しよう 	6 清潔な水とトイレ を世界中に 	7 エネルギーを安全に そしてクリーンに 	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさ を守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
											●	
												●
											●	●
●					●							
●					●							
●					●							
●			●		●							
●												
					●		●					●
					●		●				●	
											●	

14 用語解説

あ行

IoT (あいおーていー)	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
ICT (あいしーていー)	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術のことを指す。
アウトリーチ (あうとリーチ)	手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。一般的には、施設外での活動を対象としているが、本計画においては施設内も対象としている。
青色回転パトロールカー (あおいろかいてんぱとろーるかー)	警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体が、防犯パトロールを行う時に用いる青色回転灯を装備した車両。
アダプトプログラム (あだぷとぷろぐらむ)	アメリカで生まれた新しい美化システムで、特定の公共空間・地域を里子、住民を里親になぞらえ、わが子を愛し育てるように清掃美化活動を進めるもの。
アメニティ (あめにてい)	快適環境と訳される。人間的な住みやすさを示す概念であり、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。
eスポーツ (いーすぽーつ)	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉。
池子住宅地区及び海軍補助施設 (いけごじゅうたくちくおよびかいぐんほじょしせつ)	逗子市池子、久木、横浜市金沢区六浦町に所在し、その面積は横浜市域も含め 288.4ha に及び、854 戸の米軍家族住宅が所在する。
池子米軍家族住宅 (いけごべいぐんかぞくじゅうたく)	池子住宅地区及び海軍補助施設（別項参照）にある米軍家族のための住宅のこと。

あ行

いのちの森 (いのちのもり)	地震や風水害に耐え、人命を守る防災・水源林の機能が備わった、その土地本来の樹木（潜在自然植生の常緑広葉樹）を主体とした森。
ウォークブルなまちづくり (うおーかぶるなまちづくり)	街路空間を“車中心”から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取り組み。
AI (えーあい)	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。
SDGs (えすでいーじーず)	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年～2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。
LGBT (えるじーびーていー)	LGBT（エルジービーティ）とは、様々な性的マイノリティ（性的少数者）のうち、代表的な「レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）の3つの性的指向と、トランスジェンダー（Transgender）」という性自認の各単語の頭文字を組み合わせた表現。
親子遊びの場 (おやこあそびのば)	乳幼児とその親が気軽に出かけることができ、地域の他の親らと交流することができる子育て支援の場所。小坪・沼間・池子の3箇所に設置している。
温室効果ガス (おんしつこうかがす)	大気中の二酸化炭素等は、太陽エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収し、再び地表面に放射するため、大気温度を上昇させる作用がある。温室効果ガスには、二酸化炭素の他にメタンや一酸化二窒素、フロンガス等が知られている。

か行

<p>カーボンニュートラル (かーぼんにゅーとらる)</p>	<p>温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。</p>
<p>街区公園 (がいくこうえん)</p>	<p>最も身近な公園で、居住地から 250m以内に 1 箇所を設置目標とする。標準面積は 0.25ha。</p>
<p>海洋プラスチックごみ (かいようぷらすちっくごみ)</p>	<p>海洋に流出するペットボトルやビニール袋などのプラスチックごみ。</p>
<p>学校看護介助員 (がっこうかngoかいじょいん)</p>	<p>市立小学校及び中学校に通う医療的ケア（日常的及び応急的に行われる医療的側面を持つ行為）が必要な児童・生徒に対して、逗子市立小・中学校において、主治医の指導に基づき医療的ケアを実施する者。看護師の資格を有する者をもって充てる。</p>
<p>学習支援員 (がくしゅうしえんいん)</p>	<p>市立小学校及び中学校に通う支援が必要な児童・生徒に対し、移動、その他身辺処理や生活支援、学習支援を行う者。</p>
<p>学校支援地域本部 (がっこうしえんちいきほんぶ)</p>	<p>地域住民が積極的に学校支援活動（例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等）に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減を図るとともに、地域住民と児童・生徒との異世代交流を通じて弱まった地域との絆を回復させ、地域の教育力の活性化を図る取り組み。「地域コーディネーター」、「学校支援ボランティア」、「地域教育協議会」から構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域コーディネーター」：学校支援地域本部において、学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を行う者。 ・「学校支援ボランティア」：学校支援地域本部において、実際に支援活動を行う地域住民など。 ・「地域教育協議会」：学校支援地域本部の方針等についての企画・立案を行う委員会。

か行

環境影響評価 (かんきょうえいきょうひょうか)	逗子市では対象事業の実施が自然環境に及ぼす影響について、事前に評価することをいう。自然環境評価は、植生、土地機能、居住快適性維持機能等について10mメッシュごとに土地の自然環境ランクを設定している。
GIGA スクール構想 (ぎがすくーるこうそう)	Global and Innovation Gateway for All の略。society 5.0 (別項参照) 時代を生きる子ども達にとって、教育における ICT を基盤とした先端技術の活用は必須である。また、変化の激しい時代を生き抜くには従来の一斉教育だけではなく、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された創造性を育む教育の実現が重要であり、ICT 教育で次世代の人材を育てる必要がある。児童・生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
基幹相談支援センター (きかんそうだんしえんせんたー)	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。
狭あい道路 (きょうあいどうろ)	建築基準法第42条第2項に規定する道路幅員が4m未満の道路で、特定行政庁が指定したもの。
共育 (きょういく)	世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つこと。
教育相談コーディネーター (きょういくそうだんこーでいねーたー)	神奈川県では、子ども一人ひとりの課題を解決するためには、それぞれの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価をする教育相談のプロセスを通じて校内の支援体制づくりを進めることが重要としている。教育相談コーディネーターはそのキーパーソンとして、教育相談のプロセスの連絡調整や進行管理を行い必要に応じて学校内外の人や関係機関と連携し教育的ニーズを有する子どもへの支援を協働で行うための役割を担っている。
景観形成重点地区 (けいかんけいせいじゅうてんちく)	市の有する貴重な景観特性が象徴的に現れ、都市計画上重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる地区として、逗子市景観計画に定めた地区。

か行

<p>景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」 (けいかんけいはつさっし「まちなみでざいんずし」)</p>	<p>逗子の美しい景観を保全し、また、つくり育てていくために市民自らが主体となって行政と協働し作成した景観啓発冊子。逗子の景観の特性や歴史、心地よいまちなみをつくるヒントが詰まった「基本編」、具体的な事例集の「実践編」及び「概要版」がある。</p>
<p>合計特殊出生率 (ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ)</p>	<p>15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。</p>
<p>合流式下水道 (ごうりゅうしきげすいどう)</p>	<p>家庭などから排出された汚水と降雨による雨水を、一つの管路で集め、下水処理施設まで送る方式の下水道のこと。</p>
<p>高齢化率 (こうれいかりつ)</p>	<p>総人口に占める65歳以上人口の割合を百分率で表示した数値。</p>
<p>こころのバリアフリー (こころのばりあふりー)</p>	<p>障がいや障がいのある人等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁(バリア)をなくすこと。</p>
<p>子育て (こそだち)</p>	<p>子どもが成長する過程において、子ども自身が主体的に学び、成長していくこと。</p>
<p>子育て支援センター (こそだてしえんせんたー)</p>	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や、育児不安等についての相談・指導、子育てに関する情報の提供等、子育てに悩みや不安をもつ親たちに対して育児支援を行う施設。</p>
<p>個別避難計画 (こべつひなんけいかく)</p>	<p>大規模な災害が発生した際に高齢者や障がい者などの支援者のうち、災害時に特に支援を必要とする方(避難行動要支援者)について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。</p>

か行

コミュニティ・スクール (こみゆにてい・すくー る)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、力を合わせて一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるために取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができると言われている。
コミュニティバス (こみゆにていばす)	地域住民の移動手段を確保するために、従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスを提供するために運行されるバス。
コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造 (こんぱくと・ぷらす・ ネットワークがたとしこ うぞう)	日常生活を営む身近なエリアと中心市街地エリア間を公共交通が有機的に結び、誰もが不自由なく、様々な公共サービス・生活サービスにアクセスできる都市構造のこと。

さ行

再生可能エネルギー (さいせいかのうえねる ぎー)	エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
在宅医療 (ざいたくいりょう)	できる限り住み慣れた家庭等で療養することができるよう在宅で行う医療のこと。
サロン活動 (さろんかつどう)	高齢者や障がい児・者、子育て中の人などが、地域でのつながりを深め、助け合いの基礎を育む交流の場。
シェアサイクル・カーシェアリング (しえあさいくる・か ーしえありんぐ)	自転車・自動車を複数の利用者で共同利用する方法で、特に都市部における渋滞、排気ガス、駐輪駐車場不足などの問題の改善が図れるもの。

さ行

支援教育 (しえんきょういく)	特別支援教育は、障がい児教育の新しい呼称。2001年(平成13年)の春から文部科学省は、旧来の特殊教育に代えて、この呼称を使用している。神奈川県では障がいのある子どもの他に通常級に在籍している発達障がいの子どものや不登校の児童生徒なども含め、教育的ニーズを持つものとして、広く「支援教育」と呼んでいる。
支援教育推進巡回指導員 (しえんきょういくすいしんじゅんかいしどういん)	市立小・中学校に支援教育推進のために派遣している指導員。支援を必要とする子どもたちが学級集団の中で困らないよう、個に応じたアドバイスを行っている。また、巡回指導員が直接、学級でグループワーク等を行い、子ども同士の望ましい関係づくりをレクチャーしたり、教職員に対しては、支援教室の運営方法や教材についてアドバイスを行ったりする。
支援シート (しえんしーと)	神奈川県において、「個別の支援計画」または「個別の教育支援計画」を作成するときの書式の呼称。支援シートは、教育的ニーズのある児童生徒に関して、次の進路先(就学先、進学先等)に伝え、進路先の指導や支援に生かすことを目的として神奈川県教育委員会発行のパンフレットに沿って作成する。主な事項は、「これまでの取り組み」や「取り組みの評価」等で、保護者・担任等とともに記載していく。
市街化区域 (しがいかくいき)	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域 (しがいかちょうせいいくいき)	市街化を抑制すべき区域。
自主防災組織 (じしゅぼうさいそしき)	災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
自然の回廊 (しぜんのかいろう)	豊かな自然と様々な文化に触れられる場所をつなぎ合わせ、回遊性を持たせた道。
指定管理者制度 (していかんりしやせいど)	公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

さ行

シティプロモーション (していぷろもーしょん)	地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求していくこと。
指導主事 (しどうしゅじ)	教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項、第2項）、教育公務員特例法上の専門的教育職員に位置づけられている。教育に関する見識を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験を有する者である。校長や教員に助言や指導を与え、教育活動を効果的にするのがその役割。大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる（同法第18条第4項）。
市民参加 (しみんさんか)	市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、または提案することにより行政活動に参加し、市政を推進すること。
社会教育 (しゃかいきょういく)	学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。
住民自治協議会 (じゅうみんじちきょうぎかい)	地域の課題を地域で解決し、地域の個性と実情に応じた地域づくりをするために、小学校区を1つの単位として、地域住民、地域の自治会・町内会などの地縁団体、地域で活動する各種団体などが連携して組織する地域自治組織。
重要業績評価指標 (KPI) (じゅうようぎょうせきひょうかしひょう、けーぴーあい)	施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。Key Performance Indicator の略。
循環型社会 (じゅんかんがたしゃかい)	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
準用河川 (じゅんようかせん)	一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定したもの。二級河川に関する規定が準用される。
小1プロブレム (しょういちぷろぶれむ)	小学校に入学したばかりの1年生が、学習に集中できない、落ち着いて教員の話の聞けず、友だちと騒いだり教室を歩き回ったりするなどして授業が成立しない状態や、学級がうまく機能しない状況が続くこと。

さ行

<p>省エネ・蓄エネ設備 (しょうえね・ちくえねせつび)</p>	<p>温室効果ガスの排出抑制に資する省エネルギー設備及び蓄エネルギー設備のことを言い、都市ガスから電気とお湯をつくる「燃料蓄電池（エネファーム）」や蓄電池（電気自動車などの次世代自動車の車載用バッテリーを含む）が挙げられる。</p>
<p>生涯学習 (しょうがいがくしゅう)</p>	<p>一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身に付けたり、生きがいのある充実した人生にするため、自分の意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで生涯を通じて行う学習活動。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護 (しょうきぼたきのうがたきよたくかいご)</p>	<p>要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスで、1事業所あたりの登録が25人以下の小規模で行われるもの。</p>
<p>情報セキュリティ (じょうほうせきゅりてい)</p>	<p>情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。機密性とは、情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいい、完全性とは、情報及び処理の方法が正確であること及び完全であることを保護することをいい、可用性とは、アクセスの権限のある者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。</p>
<p>情報モラル（教育） (じょうほうもらるきょういく)</p>	<p>学習指導要領において「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっている。</p>

さ行

<p>情報リテラシー (じょうほうりてらしー)</p>	<p>情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。リテラシー (literacy) とは、本来は、文字の読み書き能力を意味し、これを情報一般に当てはめて情報リテラシーと呼んでいる。情報は様々な形式で表されるため、情報リテラシーは、これまでの文字に代表される印刷物以外のメディアについても広く対象とされるようになってきている。現在では、コンピュータ (スマートフォンやネットワーク全般を含む。) の普及から、特にこれらを扱う能力を指すようになってきている。</p>
<p>浸水想定区域図 (しんすいそうていくいきず)</p>	<p>河川や下水道が処理できる能力を超える豪雨により、浸水が予想される範囲や深さを図にしたもの。</p>
<p>スクールカウンセラー (すくーるかうんせらー)</p>	<p>学校に配置されたカウンセラーのこと。神奈川県では、いじめや不登校などの様々な課題解決を図るために心理の専門家であるスクールカウンセラーを各中学校に配置し、そこを拠点に学区の小学校にも派遣している。児童・生徒や保護者、教職員の悩み等に対して専門的な知識や経験に基づいて相談に応じている。勤務は週1日7時間の勤務。また、逗子市内では市費でスクールカウンセラーを雇い、小学校・中学校を巡回して相談にあたっている。</p>
<p>逗子市まちづくり基本計画 (ずししまちづくりきほんけいかく)</p>	<p>約130名の公募市民からなる逗子市まちづくり基本計画市民会議の作成した素案をもとに提案され、逗子市議会の審査・議決を経て平成19年12月に策定された計画。</p>
<p>ずし平和デー (ずしへいわでー)</p>	<p>戦争の悲惨さや平和の大切さ、いのちの尊さを、子どもたちに伝えていくためのイベントで、非核平和などの活動をしている市民団体が企画を持ち寄り、映画会・コンサートなどを市と共催で開催するもの。</p>
<p>ストックマネジメント計画 (すとっくまねじめんとけいかく)</p>	<p>下水道施設全体の長寿命化対策を進めるにあたり、膨大な量の施設状況を客観的に把握、評価し、計画的かつ効率的に管理するために、長期的な施設の状態を予測しながら策定した計画のこと。</p>

さ行

<p>スポーツ都市宣言 (すぽーつとしせんげん)</p>	<p>青い海と豊かな緑に恵まれた美しい郷土にあつて、生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築くことを目的に、昭和 59 年 5 月に宣言。</p>
<p>生活習慣病 (せいかつしゅうかんびょう)</p>	<p>食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。がんや心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症などがある。</p>
<p>ゼロ・ウェイスト (ぜろ・うえいすと)</p>	<p>ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化等の物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。</p>
<p>創業支援ネットワーク (そうぎょうしえんねつとわーく)</p>	<p>逗子市商工会や地域金融機関と連携して、ビジネスモデルの構築や資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な支援を提供する体制。</p>
<p>総合型地域スポーツクラブ (そうごうがたちいきすぽーつくらぶ)</p>	<p>地域住民個人個人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブであり、以下のような特徴がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目が用意されている。 2. 障がいの有無にかかわらず子どもからお年寄りまで、また、初心者からトップレベルの競技者まで、そして、楽しみ志向の人から競技志向の人まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれが年齢、興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて活動できる。 3. 活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。 4. 質の高い指導者がいて、個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。 5. スポーツ活動だけでなく、できれば文化的活動も準備されている。
<p>総合地震対策計画 (そうごうじしんたいさくけいかく)</p>	<p>下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な計画のこと。</p>

さ行

想定最大降雨 (そうていさいだいこう う)	水防法第14条第1項に規定する、想定し得る最大規模の降雨のこと。
ソーシャルインクルージ ョン (そーしゃるいんくるー じょん)	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。
society 5.0 (超スマー ト社会) (そさえていごてんぜ ろ、ちょうすまーとしゃ かい)	狩猟社会 (society 1.0)、農耕社会 (society 2.0)、工業社会 (society 3.0)、情報社会 (society 4.0) に続く新たな社会で、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。IoT で人とモノがつながることで今までにない新たな価値を生み出し、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、社会の変革を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会の実現をめざすもの。

た行

体験学習施設「スマイ ル」 (たいけんがくしゅうし せつ「すまいる」)	平成26年4月に第一運動公園内に開所した施設で、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。
地域共生社会 (ちいききょうせいしゃ かい)	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

た行

地域生活支援拠点 (ちいきせいかつしえんきよてん)	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域制緑地 (ちいきせいりよくち)	「逗子市緑の基本計画」において、緑地のうち、法的に何らかの担保策が図られ、今後永続的に保全されることが見込まれる緑地のこと。
地域包括支援センター (ちいきほうかつしえんせんたー)	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、市内には3箇所設置。 地域における福祉の総合相談窓口の機能を有する。
地域防犯連絡所連絡協議会 (ちいきほうはんれんらくしよれんらくきょうぎかい)	警察と地域との連絡員である防犯連絡員約100名で構成し、自主防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進する。連絡員は、逗子警察署長と防犯協会会長が連名で委嘱する。
チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050 (ちゃれんじ！ずしかーぼんにゆーとらるにーぜろごーぜろ)	2022年1月31日に、逗子市において2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明したもの。逗子市では、ライフスタイルの変革に焦点を充て、市、市民、事業者が一体となり、国や他の自治体とも協力しながら、取り組みを進めていくこととしている。
中1ギャップ (ちゅういちぎゃっぷ)	小学生から中学1年生への進学後、新しい環境での学習や生活の変化にうまく適応できず、不登校や問題行動等につながっていく事態。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (ていきじゅんかい・ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご)	居宅の要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報によりその者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービス。
データドリブン経営 (でーたどりぶんけいえい)	勘や経験に頼るのではなく、収集・蓄積されたデータの分析結果に基づいて意思決定を下し、組織の戦略・方針を決めること。

た行

データヘルス計画・特定健康診査等実施計画 (でーたへるすけいかく・とくていけんこうしんさとうじっしけいかく)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、特定健康診査等基本指針に則して、2008年度(平成20年度)から5年間を1期として定める計画のこと。計画策定は各保険者に義務付けられ、特定健康診査等の具体的な実施方法・目標等を定めることとされている。
デジタルデバインド (でじたるでばいど)	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
DX(デジタル・トランスフォーメーション) (でいーえつくす、でじたる・とらんすふおーめーしょん)	Digital Transformation の略で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること。
特定健康診査、特定健診 (とくていけんこうしんさ、とくていけんしん)	2008年度(平成20年度)から各保険者が40歳～74歳までの加入者に対し実施することが義務付けられたメタボリックシンドロームの予防と解消を目的とした健診をいう。
特定保健指導 (とくていほけんしどう)	特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要があるとされた方に対し、専門的知識・技術を持つ者が行う保健指導を指し、保険者に実施が義務付けられている。指導形態には、生活習慣病を発症する可能性の程度により、積極的支援と動機付け支援がある。
特別緑地保全地区 (とくべつりょくちほぜんちく)	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事(二以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの)または市町村が都市計画に定める地域地区。
特別養護老人ホーム (とくべつようごろうじんほーむ)	老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。おおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行うことを目的とする施設。介護保険では介護老人福祉施設として位置付けられ、要介護の認定を受けた者で施設入所を希望する者について契約による入所を行っている。

た行

<p>ドメスティック・バイオレンス (DV) (どめすていっく・ばいおれんす、でいーぶい)</p>	<p>夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある者又はあった者の間に起こる身体的・精神的・経済的・性的等の暴力行為。</p>
--	---

な行

<p>内水 (ないすい)</p>	<p>下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水のこと。</p>
<p>生ごみ処理容器等 (なまごみしよりようきとう)</p>	<p>生ごみを減量化又は堆肥化させるもので、コンポスター容器や電動処理機等の種類がある。</p>
<p>二級河川 (にきゅうかせん)</p>	<p>災害の防止、機能維持、環境保全など総合的に管理することを目的とした河川法に規定する一級河川以外の水系で、都道府県知事が指定したものをいう。</p>
<p>ノーマライゼーション (のーまらいぜーしょん)</p>	<p>障がいのある人や高齢者も、地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念。また、障がいのある人の自己決定を最大限に尊重し、障がいのために必要とする「特別なサービスを受ける権利」を持つことも同時に主張する思想。国連の障害者の権利宣言やそのほかの障がい者福祉・教育の基本理念として世界的に認知され、その実現がめざされている。</p>

は行

<p>バリアフリー (ばりあふりー)</p>	<p>年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便（バリア）を取り除いて（フリー）いこうとする考え方。</p>
<p>PFI (ぴーえふあい)</p>	<p>民間の資金と経営能力やノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。</p>

は行

避難行動要支援者 (ひなんこうどうようし えんしゃ)	ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなどにより、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする人々。
ファミリー・サポート・センター (ふぁみりー・さぽー と・せんたー)	小さな子どもを持つ保護者が安心して子育てできるように、子どもの預かりについて地域の人たちが互いに助け合っていくための会員制の相互援助活動を行うもの。育児の援助を受けたい会員を「依頼会員」、育児の援助を行いたい会員を「支援会員」という。
風致 (ふうち)	都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観。
フェアトレード (ふえあとれーど)	適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性など、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力のこと。
ブルーフラッグ (ぶるーふらっぐ)	国際 NGO FEE (国際環境教育基金) が実施するビーチ・マリナー・観光用ボートを対象とした世界で最も歴史ある国際認証制度。①水質、②環境教育と情報、③環境マネジメント、④安全性・サービスの4分野、30数項目の認証基準を達成すると取得でき、毎年審査を通じて、ビーチやマリナー等における持続可能な発展を目指すもの。
ふれあい活動 (ふれあいかつどう)	家庭や地域で抱えている問題の解決を手助けするために、地域の人たちが知恵を出し合い、交流すること。
ふれあい活動圏 (ふれあいかつどうけん)	日常生活圏域を指し、互いに顔が見え、交流ができ、歩いて行ける半径 300m 程度の範囲を想定している。
ふれあいスクール (ふれあいすくーる)	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもの遊びの場を提供するもの。異年齢交流などを通じ、子どもたちの創造性、社会性を養い、児童の健全な育成を図ることを目的に市が全小学校に設置している。
ポータルサイト (ぽーたるさいと)	インターネットを利用する際、まず最初に関連されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称。ポータル (portal) は、玄関、入口の意味。
放課後児童クラブ (ほうかごじどうくらぶ)	保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童 (小学生) に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設。

は行

<p>防災・防犯メール (ぼうさい・ぼうはんめーる)</p>	<p>防災（防災行政無線情報等）、防犯、生活情報に関する情報を直接市役所から携帯電話やパソコンにメール配信するシステム。配信内容は、市ホームページでも閲覧可能。</p>
<p>防犯アドバイザー (ぼうはんあどばいざー)</p>	<p>防災安全課に所属する会計年度任用職員等。警察官として勤務経験がある者から市長が任命し、地域住民による地域安全活動に関する助言等を行うほか、暴力団排除にかかる業務や行政暴力への対応、警察との連絡調整など、防犯活動全般に携わる。</p>
<p>ポケットパーク (ぽけっとぱーく)</p>	<p>道路の余地に植栽や修景施設などとベンチ等の休憩施設を造り、道路に潤いを与えるようにするもの。</p>
<p>ほっとスペース (ほっとすぺーす)</p>	<p>市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。</p>
<p>ボランティアセンター (ぼらんていあせんたー)</p>	<p>ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人の情報収集、コーディネート事務等を行う場所。本市では、逗子市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置している。</p>

ま行

<p>民生委員・児童委員 (みんせいいいん・じどういいん)</p>	<p>民生委員法、児童福祉法によって設置された、地域住民を支援するボランティア。 必要な支援が受けられるよう関係機関や団体とのパイプ役になる。</p>
--	---

や行

<p>ユニバーサルデザイン (ゆにばーさるでざいん)</p>	<p>すでにあるバリア（障壁、障害、不便）を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていくという考え方。</p>
---	---

や行

要介護等認定、要介護認定者 (ようかいごにんてい、ようかいごにんていしや)	介護保険を利用する際に、認定調査、介護認定審査会による審査等により、どれくらい介護サービスが必要かを判断する。その結果、要介護1～5の認定を受けた場合は「要介護認定者」となり、要支援1～2の認定を受けた場合は「要支援認定者」となる。
養浜 (ようひん)	波の侵食等により砂の量が減った砂浜に人工的に砂を供給して砂浜の安定化を図ること。

ら行

ライフサイクルコスト (らいふさいくるこすと)	建物の企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまでの、建物の一生(ライフサイクル)にかかる総費用のこと。
ライフステージ (らいふすてーじ)	人間の一生を発達段階ごとに分けた「幼年期」「青年期」「壮年期」「老年期」などの段階のこと。
立地適正化計画 (りっちてきせいかけいかく)	地域の生活機能の誘導・集約や防災指針を軸とした防災・減災を推進するとともに、多様なライフスタイルを支えるコンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進するための、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定された計画。
療育 (りょういく)	障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適應する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。
緑地 (りょくち)	都市緑地法では、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独でもしくは一体となつて、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものを緑地としている。
リハビリテーション (りはびりてーしょん)	障がいのある人や高齢者などに対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助。

ら行

<p>歴史的風土特別保存地区 (れきしてきふうどとくべつほぞんちく)</p>	<p>歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上特に重要な部分を構成している地域のことで、都市計画決定により地区が定められる。</p>
<p>レジリエンス (れじりえんす)</p>	<p>回復力、復元力、弾力などの意味を持つ英単語。ビジネス環境の変化、自然災害やシステム障害などの混乱や危機を乗り越えるために予見、準備、対応、適応する能力。</p>

逗子市総合計画 基本構想・中期実施計画

第2期 逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日 | 2023年（令和5年）3月

発行 | 逗子市（経営企画部企画課編集）

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

TEL 046-873-1111（代表）

FAX 046-873-4520